

平成30年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年3月6日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成30年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

平成30年3月6日(火)

午前10時00分 開会・開議

会 期 平成30年3月6日～3月19日(14日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	4番 清水 明 議員 会議録署名議員の指名 5番 小 峰 陽 一 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第 1号	奥多摩町 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
7	議案第 2号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第 3号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第 4号	奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第 5号	奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第 6号	奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 7号	奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 8号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第 9号	奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

日程	議案番号	議 案 名	結 果
15	議案第 10 号	奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
16	議案第 11 号	奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例	原案可決
17	議案第 12 号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
18	議案第 13 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
19	議案第 14 号	奥多摩町一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
20	議案第 15 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	原案可決
21	議案第 16 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
22	議案第 17 号	鳩の巣荘の指定管理者の指定について	原案可決

(午後 3 時 40 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより平成 30 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

4 番、清水 明議員、

5 番、小峰 陽一議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る 2 月 28 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） おはようございます。

平成 30 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 28 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日 3 月 6 日から 3 月 19 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず本会議については、本日 6 日の本会議であります、議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案は 33 件であります。本日及び明日 7 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 9 日は本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 10 名で、通告順に行います。簡潔な質問、応答されるようご協力お願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 1 名です。その内容についての通告を明日正午までに提出されるよう、よろしくお願いいたします。

次に、3 月 19 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた平成 30 年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の全 8 議案の委員長報告及び採決を行い、続いて閉会中の継続調査について、議員派遣についてを

審議した後、町長より挨拶をいただき、閉会する予定であります。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、各常任委員会は開催されません。

次に、予算特別委員会は、3月13日に開会し、平成30年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月15日についても予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

議案第1号から議案第17号までの各議案についてはそれぞれ単独上程の上、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。本会議第1日目の本日3月6日は、この議案第17号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましては本会議2日目、明日7日に行うことに決定しております。

本会議の2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。議案第18号から議案第25号までの平成29年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の補正予算の8議案につきましては一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、議案第26号から議案第33号までの平成30年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の当初予算8議案については一括上程とし、議長を除く議員11名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定です。

最後に、会期中に町長提出議案では、奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて、また、議員提出議案では、奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則が上程される予定でございます。この2議案については、議会4日目の19日、議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が本定例会の会期日程と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に西秋川衛生組合議会及び秋川流域斎場組合議会が開かれておりますので、その概要をまず西秋川衛生組合議会議員、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

[7番 宮野 亨君 登壇]

○7番(宮野 亨君) 平成30年第1回西秋川衛生組合議会全員協議会及び定例会の報告をいたします。

去る2月15日午前9時30分から平成30年第1回西秋川衛生組合議会全員協議会及び定例会が開かれ、町からは河村町長、石田議員、清水議員、私、宮野と原島住民課長が出席しました。

初めに、全員協議会では、議長から、奥多摩町議会において石田芳英議員、清水明議員が新たに選出された報告及び自己紹介の後に開会されました。

次に、事務局長から平成29年度補正予算(第2号)に係る繰越明許費の設定及び地方債の補正について、汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託について、西秋川衛生組合一般廃棄物処理基本計画(案)についての3件について説明があり、繰越明許費の設定及び地方債の補正については、し尿処理施設整備事業において旧施設の基礎・配管等が支障となり、3カ月程度工事の遅延が生じ、平成29年度分工事の年度内執行が不可能なことから、工事及び施工管理委託の予算の一部を繰り越したい旨の説明があり、1億9,038万1,000円を平成30年度に繰り越すための繰越明許費としたいこと、地方債の補正については、本事業における起債対象事業の一部が繰越明許となることから、借入限度額が1,870万円減額し、9億340万円となり、減額分については基金より充当する旨の説明があり、汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託については、案件ごとに

個別の委託発注するのではなく、既にごみ処理運営委託でも行っている一括して複数年の契約で行う包括委託とすることで、事業者の創意工夫で経費の節減が図られ、受託者に一定の責任を課すことができること、また、委託期間は下水道普及による搬入量の低下や物価変動を踏まえて、最長5年間とするなどの説明がありました。

次に、西秋川衛生組合一般廃棄物処理基本計画（案）については、現計画がおおむね5年経過したことから構成市町村と協議し、策定すること、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されていることの説明とパブリックコメントを募集するとの説明があり、質疑と答弁の後、全員協議会は閉会しました。

次に、西秋川衛生組合議会定例会が開催され、議席の指定、会議録署名議員の指名、1日の会期の決定がされ、議長より原島幸次議員、澤本幹男議員から平成29年12月1日に辞職願が提出され、受理した旨の報告の後、管理者から、議案提出理由の説明及び近況報告として、汚泥再生処理センターについて受け入れ開始が平成30年8月に変更になること、工事については最後まで事故を起こさないよう安全第一に実施していくことの報告がありました。

次に、副議長の選挙では、議長から指名推選があり、私、宮野が指名され、当選しました。

次に、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、管理者から専決処分した報告の提案があった後、事務局長から東京都人事委員会の勧告及びあきる野市給与改定に伴い、条例改正をしたものであるとの報告があり、質疑もなく、採決した結果、承認されました。

次に、平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び平成29年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）は、関連があるため一括議題とし、負担金では5,823万円を減額し、負担金総額を11億4,400万5,000円とすること、補正予算では予算総額から歳入歳出それぞれ3,473万円減額し、総額を24億5,866万4,000円とすること及び繰越明許費並びに地方債の補正についての説明が管理者から行われ、事務局長からは、歳入では廃棄物手数料350万円と有価物売却代2,000万円の追加と組合債1,870万円を繰越明許により基金に組みかえること、歳出では職員退職による人件費の減額及び各種委託事業等の執行見込額、契約差金により減額となるとの説明があり、質疑もなく、それぞれ採決した結果、可決されました。

次に、平成30年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について及び平成30年度西秋川衛生組合会計予算については、関連があるため一括議題とし、市町村負担金は総額11億

4,149万2,000円、うちごみ処理分は10億640万3,000円で、前年度比5,782万円減となるが、奥多摩町負担金は、資源ごみの搬入により総量が増加したことから、前年度比439万7,000円増の7,719万5,000円となること、し尿処理分については前年度比3,754万7,000円減の総額1億3,508万9,000円で、全市町村ともに減額となり、奥多摩町については1,595万円減の3,974万1,000円となることの説明があり、平成30年度予算では、歳入歳出予算の総額を9億4,189万1,000円減の15億4,001万3,000円とすること、減額理由の主なものは、し尿処理施設整備費関係で、減額になるとの説明の後、質疑と答弁の後、それぞれ採決した結果、可決されました。

以上で、西秋川衛生組合平成30年西秋川衛生組合全員協議会及び第1回定例会の報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、西秋川衛生組合議会定例会等の報告は終わりました。

次に、秋川流域斎場組合議会議員、小峰陽一議員よりご報告願います。小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） それでは、平成30年第1回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月5日の午後2時から秋川流域斎場組合会議室において定例会が開かれ、町からは河村町長、澤本議員、私、小峰と原島住民課長が出席しました。

開会の前に平野隆史議長より、質疑については各議案とも一括質疑とし、質問回数は組合議会会議規則により同一議会については2回を超えないようにとの説明があり、次いで1名の欠席議員の報告の後、開会が宣言されました。

次に、奥多摩町議会選出の高橋邦男議員から平成29年12月1日付で辞職願が提出され、受理したこと及び後任に澤本幹男議員が選出されたことの報告が行われました。

次に、議席の指定、議事録署名議員の指名、1日の会期の決定があり、諸般の報告では、管理者から議案提出理由の説明及び近況報告があり、1月の積雪の際には、都内各所で交通障害が発生し、本斎場でも20センチの積雪があったが、組合職員及び道路管理者等の対応により除雪を行い、式及び火葬ともに予定どおり行うことができたということです。

施設の利用状況は、平成30年1月31日現在、火葬1,179件、前年度同月比22件の増、うち組合利用が1,088件で92.3%となっており、同じく式場利用は、345件で前年度同月比40件の減少、うち組合利用は328件で95.1%となっているとの報告のほか、29年度は設備の改修工事を5件予定していたが、いずれも予定どおり完了する見込みであること、高齢化に対応するため、豊用椅子24脚を購入し、好評いただいているとの報告があり、

今後も組合の運営にあたって多くの皆さんに安心して利用していただくことを第一に、誠意をもって対応していくとの挨拶がありました。

次に、専決処分の報告及び承認を求めることについては、管理者から秋川流域斎場組合一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、東京都人事委員会勧告を踏まえて実施するものであること、組合職員の給与制度については日の出町に準拠しており、日の出町での改正を踏まえて同様の改正を行うものであることの説明後、質疑もなく、採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることでは、議員選出監査委員の高橋邦男委員が辞職したことに伴い、新たに監査委員を選任する必要があり、後任として、私、小峰が監査委員として同意されました。

次に、平成 30 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金については、負担金総額は 1 億 6,000 万円で前年と同額であること及び各市町村の負担額の説明があり、奥多摩町の負担金は 1,710 万 2,000 円で、前年度比 19 万 2,000 円の減額となっているとの説明があり、質疑の後、採決した結果、原案のとおり決定されました。

次に、平成 30 年度秋川流域斎場組合会計予算については、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,908 万 8,000 円で、対前年度比 2,797 万 8,000 円の増額で計上していること、歳入では組織市町村負担金は 1 億 6,000 万円で前年度同額を、斎場使用料は 5,708 万 5,000 円で火葬場使用料、式場使用料ともに前年度同額を見込み、繰入金 5,000 万円は計画的な設備の改修工事に充当するため、前年度比 2,800 万円の増額を計上していること。歳出の衛生費では 1 億 6,598 万 4,000 円、前年度比 2,971 万円の増額計上で、火葬炉増設工事や火葬棟吸収冷温水発生器更新工事など工事請負の増額によるもの等の説明及び質疑の後、採決した結果、原案のとおり決定されました。

次に、議員提出議案の秋川流域斎場組合会議規則の一部を改正する規則については、提出者である吉川洋議員より、会議規則第 51 条の質疑の回数改定についての提案の理由の説明があり、質疑もなく、採決した結果、原案のとおり可決され、第 1 回定例会は閉会されました。

また、定例会終了後に組合議会議員だけで申し合わせ事項に関する確認の協議が行われました。

以上で、平成 30 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、秋川流域斎場組合議会定例会の報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午前10時40分から再開いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。河村文夫町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) 平成30年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年は、町民皆様からの負託を受け、4期目の町政を担うこととなってから3年目、また通算では15年目を迎える年になります。町民の皆様、議員の皆様には、これまでのご支援とご協力に対しまして、この場をおかりして心から感謝を申し上げます。

さて、私はこれまで町長として担ってまいりました14年に及ぶ町政において、町民の皆様が行政に何を求めているのか、また、どのような考えを持っているのかを常に意識しながら、町民皆様が安全で安心して、この奥多摩町で暮らすことができるよう、スピード感を持ってバランスのとれた行財政運営に努め、町の長年の懸案事項であった町営水道の都営水道一元化の実現、公共下水道事業にあっては奥多摩処理区の整備、町単独で行っていたごみ処理事業においては、西秋川衛生組合への加入及び秋川流域斎場組合への加入による火葬場の利用開始などの生活基盤の課題解決や、奥多摩町誕生以来、観光立町を標榜する町として、おくたま海沢ふれあい農園の整備、森林セラピー事業の開始、はとのす荘の建設等による観光事業の振興を実施するなど、数多くの町の課題に果敢に取り組んでまいりました。

平成27年からスタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画においては、「人森 清流 おくたま魅力発信!」～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒やしのまち 奥多摩～をキャッチフレーズに、豊かな森林と清流の中で自然と共生する当町において、多くの魅力に包まれた住む人と訪れる人が癒され、子どもからお年寄りまで、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを推進しておりますが、その中でも過疎化の進行する

当町の最大の課題である人口減少への取り組みとして、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また、積極的に推進してまいりました。

この奥多摩創造プロジェクトでは、活力ある地域づくりのため、少子化対策の推進として出会い、暮らし、子育て・教育の分野を、また、住みたい方が住める町を構築するため、定住化対策の推進として、仕事、住まいの分野を推進することとしております。これらの対策は、過疎化による人口減少、少子高齢化が進む当町において、高齢化対策や地域コミュニティの活性化につながるものであり、高齢化率は 49%と非常に高い状況が続く中、地域コミュニティが低下しつつある地域も見られる当町において重点的に推進すべきと取り組んでいるところでございます。

このようなことから、ふれ愛サポートセンターによる交流の場やふれあいの場の提供、保育園保育料の全額助成、小・中学校給食費の全額助成、高校生までの医療費の全額助成、産後健康診査等費用の助成、また、入園・入学・進学等支援につきましては、平成 30 年度から高校等卒業時の支援も行うこととしており、これらの 15 項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業の推進や若者定住応援補助金の推進等の支援を行うほか、分譲地の整備、数年来重点的に整備を進めている町営若者住宅、空家等活用促進事業交付金等により、町へご寄付をいただいた物件を活用した若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅等の整備を一体的に推進してまいりました。

これらの結果、当町の人口は平成 8 年以来、年間平均 150 名ほどが減少を続けておりましたが、平成 29 年の 1 年を見ますとマイナス 37 名であり、減少は続けておりますが、先ほどの平均減少数と比較いたしますと大きな改善を見ることができました。

また、転入・転出を要因といたします社会動態においては、150 名の増となっていることから、町外からの転入数が転出数を大きく上回ったことが改善に大きく寄与しているものと考えております。

町営若者住宅や若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅、分譲地の整備等、各種の定住対策を行ったことによる Uターン、Iターンによる町外から町内への転入は 69 世帯、189 名であることから、これまで重点的に推進してまいりました事業の成果の一端がここに表れていると考えております。

平成 30 年度においてもこれまでの歩みをとめることなく、小丹波地内、南氷川地内の 2カ所で町営若者住宅の建設を進めるとともに、分譲地については、川井地内、小丹波地内、棚澤地内に整備を行います。また、所有者の皆様方からご寄付をいただいた空家を活用いたします若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅については、5棟の入居者募集を

行ってまいります。平成 30 年度からの新規事業といたしましては、子育て応援住宅の整備を実施いたします。この子育て応援住宅は、43 歳以下で中学生以下の子どもがいる子育て世代を対象として、新築する住宅に 22 年間入居することで住宅を譲与するものであります。

新しい取り組みを含め、これらの定住対策と子育て支援を一体的に推進することで、この奥多摩町に住みたい、住み続けたいという思いを持っていただき、一人でも多くの方々がこの町で暮らせるよう、職員一人ひとりが明確な目的意識をもって奥多摩創造プロジェクトを一層推進してまいります。

次に、町を取り巻く国・都の行財政状況でございます。

国の動向でございますが、2月 21 日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、「景気は緩やかに回復している」と報告され、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」との基調判断が示されております。

また、政府は、東日本大震災や平成 28 年に発生した熊本地震からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとともに、各種の方針や計画に基づき、政策を着実に実行すること、法改正を図ることとしております。

政策態度の結びには、「好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現する。日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。」と報告されております。これらの政策の着実な実行により地域経済の好循環のさらなる拡大が実現されることを期待しております。

次に、国の平成 30 年度予算であります。社会保障関係費が前年度と比較して 4,997 億円の大幅な増を見ており、一般会計総額は 97 兆 7,128 億円と平成 29 年度当初予算と比べ 2,581 億円、0.3%増加し、6 年連続で過去最大を更新しております。新規国債発行額は昨年度と比べ 6,776 億円減の 33.7 兆円と引き続き縮減し、公債依存度は約 34.5%となっております。

平成 28 年度からの 3 カ年計画である経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度の予算として、経済再生と財政健全化を両立する予算とされており、人生 100 年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充する人づくり革命では、

保育の受け皿拡大、保育士の処遇改善、幼児教育の段階的無償化、給付型奨学金の拡充等の取り組み、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげる生産性革命では、地域の中核・中小企業による設備・人材への投資促進、賃上げ、生産性向上等のための税制上の措置、産学官連携での研究開発等への支援、生産性向上のためのインフラ整備等に取り組むとし、これらの重要課題に重点的に配分されております。

また、財政健全化については、一般歳出、社会保障関係費の伸びについて、経済・財政再生計画の目安を達成したこと、国債発行額を6年連続で縮減したことなどから、一般会計プライマリーバランスも改善されております。

次に、平成30年度東京都予算であります。小池都知事になり2年目の予算編成となりますが、東京都は1月26日に予算原案を発表いたしました。平成30年度の予算は、将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功とその先の未来に向けて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算と位置づけ、ダイバーシティ、スマートシティ、セーフシティの実現、新しい東京の創出を目指した東京の持つ無限の可能性を引き出す取り組みの積極的な推進、従来にも増して創意工夫を凝らしたより一層の無駄の排除を徹底するなどしたワイズスペンディングで都民ファーストの視点に立った取り組みの推進、東京2020大会の開催準備に係る取り組みを着実かつ効果的に推進することを基本に編成されております。

一般会計の総額は7兆460億円で、前年度比920億円、1.3%の増となり、2年ぶりの増となりました。歳入のうち、都税収入においては5兆2,332億円、前年度比1,421億円、2.8%増となり、一般会計総額と同様に2年ぶりの増となっているものの、平成28年度決算規模を下回るものとなっております。また、政策的経費である一般歳出は、予算編成基本方針に基づき、より一層めり張りを利かせた予算編成となっております。

子どもを安心して産み育てられる環境の整備については、保育所等の整備や人材の確保・定着・子育て家庭への支援を一層強化するとして、前年比217億円増の1,847億円、高齢者が安心して暮らせる社会の実現、健康づくりの推進等については、特別養護老人ホームの整備促進、受動喫煙防止対策の推進など、高齢者の多様なニーズに応じた住まいの整備や都民の健康増進に向けた取り組みを推進するとし、前年度比165億円増の1,023億円と重点的に予算編成がされておりますが、2年後に控える東京2020大会の成功に向けた取り組みでは、大会競技施設の準備、ボランティア募集への取り組み、東京文化プログラムをはじめとした文化事業等により、大会の開催準備、レガシーの継承に向けた取り組み等を着実に推進するために前年度比655億円、1,303億円と特に重点的に配分された予

算となっております。

また、多摩・島しょの振興に係る予算においては、過疎化による少子高齢化が進む中、町税収入も減少を続け、財政基盤の脆弱な当町にとっては命綱とも言える財源である市町村総合交付金が前年度比 50 億円増の 550 億円計上されております。2 月 15 日に実施されました小池都知事との意見交換会の場においては、東京都町村会長として市町村総合交付金の増額計上について感謝を申し上げたところでございますが、制度創設以来、13 年連続での増額となり、これまで東京都町村会や知事とのヒアリング等さまざまな機会でご要望してきたことに対し、市町村の実情を小池知事にもご理解いただいた結果と考えております。

次に、平成 30 年度町予算の基本的な考え方について申し述べさせていただきます。

町は過疎化に伴う少子高齢化の進行により、高齢化率は平成 30 年 2 月 1 日現在で 49% と、65 歳以上の住民が人口の半数に迫る状況の中、町財政における自主財源の中心である税収は、平成 19 年度以降、11 年連続して減少する見込みのほか、歳入において大きな比率を占める地方交付税は前年と同額、東京都支出金は前年度からマイナスとなる一方、主に基金の取り崩しによる繰入金を大幅に増額した予算編成を行い、一般会計の予算額は前年度から増額となる 62 億 9,000 万円といたしました。

基金については近年順調に積立額が伸びておりましたが、下水道事業における起債の本格的な償還が始まったことにより取り崩し、また、予定されている大型事業の財源として取り崩しを行うことから、平成 30 年度末には減額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況にあると思っております。

平成 30 年度は、第 5 期長期総合計画の 4 年目となります。従来実施してきた施策を評価することや、個々の事業については毎年実施している実施計画の中で、費用対効果の面からも見直しを行っておりますが、引き続き、町民皆様が何を望み、何を優先すべきと考えているのか、敏感に感じ取りながら、限られた人材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行においては関係法令等に則り、適正かつ迅速に行ってまいりたいと考えております。

次に、平成 30 年度の予算編成にあたりましての基本的な考え方ではありますが、1 として、社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分し、住民福祉の増進と少子化・若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力ある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画おくとま魅力発信計画の実現を目指すこと。

2 として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育

成並びに費用対効果を含めた事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し・再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進することの2つを基本として予算編成を行いました。

歳入の主な構成でございますが、都支出金が24億9,097万円、構成比で39.6%、前年度比3.1%の減となっており、公共施設調整交付金が1,700万円の増、区市町村観光インフラ整備支援補助金が1,400万円の皆増となっておりますが、内水面漁業環境活用施設整備費補助金が3,400万円、市町村土木費補助金が3,100万円、都補助林道開設事業費補助金が2,600万円とそれぞれ減額となっており、都支出金合計では7,875万円の減額となっております。なお、都市町村総合交付金は前年度と同額の14億5,000万円の計上を行っております。

地方交付税は15億2,000万円、構成比率24.2%で、前年度増減なしの計上でございます。

町税は7億1,272万円、構成比は11.3%で、前年度比1.4%の減となっており、前年度に比べて法人住民税、軽自動車税、入湯税では増額見込みとしておりますが、その他の税目では納税義務者及び所得の減、土地価格の下落や評価替えの影響などにより町税全体として1,000万円の減額を見込んでおります。

また、歳入の主要財源で減額を見込む中、積立基金からの繰入金を4億7,140万円とし、前年度比121.9%、2億5,900万円の大幅な増により予算編成を行いました。前年度比では、下水道会計において公債費の本格的な償還が始まったことにより減債基金から1億円、防災行政無線デジタル更新工事の財源として公共施設整備基金から7,000万円、その他財源不足の補てんとして財政調整基金から8,900万円を増額とした上で、それぞれの基金から取り崩しを行い、財源といたしました。

全体では、このように当町の歳入の63.8%を国の地方交付税と東京都の支出金が占め、自主財源である町税の11.3%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金も7.5%を占め、今回の予算編成は非常に厳しい歳入の予算編成となりました。

次に、歳出の主な構成でございますが、土木費が11億7,511万円、構成比率18.7%、前年度比4.0%の減となっております。下水道会計への繰出金が元利償還金の増等により5,700万円の増となっておりますが、元利償還金は平成32年度に3億7,000万円のピークを迎え、平成35年まで3億円台の償還が続くこととなります。また、町営若者住宅建設事業が6,500万円の増、新規事業である小丹波子育て応援住宅建設事業が2,100万円の皆増となっておりますが、町単独道路新設改良事業が7,300万円の減、都補助道路新設改

良事業が 6,300 万円の減、橋梁新設改良事業が 3,900 万円の減、地籍調査委託が 2,300 万円の減となり、土木費全体では 4,940 万円の減額となっております。なお、近年継続して整備を行い、移住者も多く入居する町営若者住宅については、小丹波地区と南氷川地区の 2カ所の整備費として 2億 4,700 万円を計上しております。

次に、民生費は 11 億 3,190 万円、構成比率 18.0%で前年度比 0.6%の減となっております。高齢者見守りシステム機器の更新に伴う機器購入費、児童手当がそれぞれ 300 万円の増、氷川学童トイレ改修工事、自殺対策計画策定業務委託がそれぞれ 300 万円の皆増となっておりますが、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の繰出金が合わせて 800 万円の減、障害者計画・障害者福祉計画策定業務委託が 400 万円の皆減があり、民生費全体では 700 万円の減額となります。

次に、農林水産業費は 9 億 8,129 万円、構成比率 15.6%で、前年度比 0.1%の微増となっております。都補助林道開設事業が 2,800 万円、簡易給水施設維持補修工事が 2,800 万円、森林間伐材作業委託が 2,800 万円、水の浸透を高める枝打ち作業委託は 1,100 万円と、それぞれ減額となっておりますが、林道等の維持補修工事が 1,500 万円の増、平石橋水管橋工事負担金が 7,000 万円、林道における橋梁等重要施設点検委託が 600 万円の皆増があり、農林水産業費全体では 100 万円の増となります。

次に、消防費は 3 億 4,663 万円、構成比率 5.5%で、全体としては低い構成比であります。前年度比 21.6%と高い伸び率となっております。第 3 分団海沢詰所建設事業が 4,500 万円、災害時非常持ち出し用品購入費及び配布事業が 3,000 万円の皆減となっておりますが、防災行政無線デジタル更新事業が 1 億 1,400 万円、消防団の資機材である小型動力ポンプ及びポンプ自動車の購入費が 2,300 万円の増額となり、消防費全体では 6,200 万円の増額となります。

一般会計全体では 62 億 9,000 万円であり、昨年度と比較して 9,000 万円、1.5%増での編成となり、4年ぶりの増額、また、5年連続して 60 億円を超える予算規模となりました。

特別会計については、下水道事業特別会計では、下水道整備事業に係る起債の本格的な償還が始まったことなどにより、前年度と比較して 6,800 万円、13.3%の増となる 5 億 7,900 万円となり、平成 29 年度予算に引き続き大幅な増額となっております。下水道整備事業の公債費は平成 32 年度にピークを迎え、平成 35 年度まで 3 億円台の元利償還を行ってまいります。

この元利償還金につきましては、従来から申し上げておりますように、減債基金を活用

し、一般会計に影響がないような返済を進めていきたいというふうに思っております。

次に、国民健康保険では、制度の安定化を目的にした制度改革が行われ、平成 30 年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなります。これにより国民健康保険特別会計の予算構成等が大きく変わることから、1 億 3,500 万円減の 7 億 8,700 万円、前年度比 14.6%の大幅な減となりました。

一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業及び企業会計である病院事業会計を加えた 8 会計合計では、前年度比 2,303 万円、0.2%減の 94 億 4,399 万円となりました。

次に、平成 30 年度予算の主な事業について申し述べます。

まちづくりの最上位計画であります第 5 期奥多摩町長期総合計画の施策の大綱に沿いまして、平成 30 年度予算の中で特に重点としている施策や新規事業について申し述べさせていただきます。

第 1 章みんなで支えるホットなまちづくりとして、だれもが元気で健康に暮らせる地域づくりでは、町民が健康で幸せな生活を送ることができるよう、各種の健康診査・検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防につながる事業を引き続き実施するほか、国民健康保険、介護保険においては制度改革が行われることから、適切な事業運営が図られるよう着実に実施してまいります。

安心して子どもを産み育てる地域づくりでは、核家族化や共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、過疎化による少子高齢化が進む当町においては、高齢化率は 49%と非常に高い状況にあることから、出会いから結婚、出産、子育て・子育てまできめ細やかな支援を行ってまいります。

特に、重点施策の一つとしている少子化定住化対策では、保育料の全額助成、小・中学校の給食費の全額助成、高校生までの医療費の全額助成、高校生への通学定期代の全額助成、産後健康診査への助成など 15 項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業を制度の見直しを図りつつ推進するほか、住宅の新築や改築に対して支援する若者定住応援の助成を推進するなどし、町内在住の家庭はもちろんのこと、移住者への支援も合わせて行うことにより、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等の地域コミュニティの維持、活力の向上に努めてまいります。

高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりでは、高齢者が住みなれた地域で安心し

て暮らし続けることができるよう、保健師等の町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を行いながら、高齢者見守り相談事業、外出支援サービス事業等を引き続き推進するとともに、介護保険事業では平成30年度からスタートいたします第7期介護保険事業計画に基づき、事業を着実に推進してまいります。

障害者が自立して生活できる地域づくりでは、障害者が安心して地域の中で自立した生活を送ることができるよう、医療・福祉などとの連携や継続的な支援相談体制が重要となります。平成29年度に策定いたしました新たな障害者計画・障害福祉計画に基づき、障害者を対象とした地域活動支援センターの充実や在宅心身障害者福祉手当給付事業、障害者総合支援事業などを実施し、障害のある人が必要なサービスを受けられるよう、また、社会参加が図られるよう引き続き推進してまいります。

心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくりでは、当町では地域での交流や隣近所での支え合い、助け合いなどが都会に比べて今も息づいているものの、少子高齢化等の影響により、これまでどおりの地域での支え合いが困難となることも想定されます。引き続き地域の中で支え合いながら安心して暮らすことができるよう、通院や買い物等の移動支援の一つである地域ささえあいボランティア事業を進めるとともに、人にやさしい道づくり事業や福祉モノレール事業を推進し、高齢者や障害者だけでなく、だれもが安全で安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進してまいります。

平成27年度の町政施行60周年を記念して誕生した奥多摩町イメージキャラクターわさびーは、誰でもイラストや着ぐるみを使用することができることから、これまでパンフレットや冊子、キャラクターグッズなどで活用され、広く認知されるようになってまいりました。今後も奥多摩町の魅力の発信、制度のPR等にわさびーを活用し、地域の活性化につなげてまいります。

第2章やさしさ ふれあい 人と自然として、自然とともに歩むまちづくりでは、当町は豊かな森林資源や水資源に恵まれ、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれていることから、このような環境を大切に保全していくために多摩の森林再生事業による森林の間伐事業、水の浸透を高める枝打ち事業による立木の枝打ち事業により、森林や山の健全な保全に努めてまいります。

平成28年に全区域が供用開始となった下水道事業では、各家庭や各事業所における速やかな公共下水道への接続が貴重な水資源の保全にもつながることから、未接続の解消に向けた取り組みを進めるとともに、施設や設備の維持を適切に行ってまいります。

また、簡易給水施設においては、施設や設備の老朽化も進んでいることから、的確に維持補修等を図り、安定的な給水ができるよう努めてまいります。

生活基盤として重要な役割を持つ道路の整備においては、松葉穴沢線、白丸丸の内西線、南平熊沢線、一付線、川井熊沢線、古里附入川線等の工事に加え、橋梁点検を実施してまいります。

誰もが住みたくなる心かようまちづくりでは、これまでも住民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、住民が主体となったまちづくり活動への支援を行ってまいりましたが、引き続き住民がまちづくりへの参加ができるよう取り組みを行ってまいります。

次に、老朽化した小型動力ポンプ及びポンプ自動車の更新を行い、効果的な消防団活動が行えるようにするほか、防災行政無線デジタル更新事業、雨量観測システム設置工事、地域備蓄用食料の購入等を行い、地震や台風等による災害への対策を推進してまいります。

空家等の活用については、空家等の所有者と空家等の購入希望者をつなぐ空家バンク、町が寄付を受けた物件へ入居者を募集する若者定住応援住宅やいなか暮らし支援住宅等で活用を進めております。空家等の有効活用は、第5期長期総合計画において重点的に行うこととしている奥多摩創造プロジェクトにも位置づけており、自治会や消防団等の地域コミュニティの活性化や高齢化対策につながるものでありますので、引き続き積極的に推進してまいります。

次に、第3章町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくりとして、みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくりでは、建設から20年以上経過した文化会館は生涯学習の拠点として活用されておりますが、施設や設備の老朽化が進んでいることから、老朽箇所の調査を行い、今後も安全で安心して多くの方々にご利用いただけるよう、必要箇所の修繕、改修を計画的に行ってまいります。

また、青少年による犯罪や非行が発生しないよう、また、巻き込まれることがないように、青少年対策地区委員会への支援や放課後子ども教室の実施などにより、青少年の健全な育成を図るほか、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供し、町での生活とは異なる文化を経験することで幅広い視野を持った次世代のリーダーを育成するため、神津島での洋上セミナー、荒川区小学生との体験交流事業への支援のほか、海外との交流として、オーストラリアの海外派遣事業、オーストラリアからの高校生受け入れ事業、子ども国際交流音楽祭事業を引き続き実施をいたします。

豊かな能力と強い心を育むまちづくりでは、平成27年度での中学校へのタブレット端末導入を皮切りに、平成28年度は小学校に、平成29年度は中学校への追加整備を行い、

I C T教育が推進できる環境を整備いたしました。小学校から中学校まで一体的にタブレット端末を活用した教育を引き続き推進してまいります。各学校における施設や設備については、氷川小学校では体育館の非構造部材耐震化工事、奥多摩中学校では西側トイレ等改修設計、体育館の床ウレタン塗装工事を実施し、児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、教育環境を整備いたします。また、平成 32 年度からの新学習指導要領において外国語授業が開始されることになりましたが、これに先立ち、新規事業として外国青年招致事業により、小学校での外国人による英語教育を実施するほか、放課後英語教室を実施することで語学力の向上を目指すとともに、国際的な視野を持つことができる教育を推進してまいります。

誰もがスポーツ活動に参加するまちづくりでは、町民の皆様が一堂に会する町民体育祭が一昨年 24 回に及ぶ開催の歴史に幕をおろしました。隔年での開催ではありましたが、種目ごとに競技を行うということだけではなく、町民同士のコミュニケーションの場としても大きな意味を持っていることから、これにかわる事業を各団体の代表者と協力して検討を行ってまいりました。本年 6 月 3 日に奥多摩スポーツフェスティバルとして開催することといたしました。手軽にできるニュースポーツや昔遊びの体験、健康コーナー、文化芸術コーナーなどにより、だれでも参加できる内容でありますので、従来と同じように、地域の多くの人たちが年齢を超えた交流をできる場として参加をしていただくことを期待しているところでございます。

伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくりでは、これまで獅子舞等の郷土芸能の映像保存を進めてまいりましたが、撮影時に雨天だったこと等により、映像が不鮮明なものについて再撮影を行い、貴重な郷土芸能を確実に継承できるよう取り組みを行ってまいります。また、引き続き古文書の解読、目録の作成を進めるとともに、文化財の補修、改修等について指定文化財等整備事業補助金による文化財の補修、改修等を進めるほか、新たに町指定文化財となった丹三郎長屋門へ説明看板を設置し、文化財の保全と活用を図ってまいります。また、地域や各団体の協力を得て開催しております文化芸術展や町内外の芸術家が参加する奥多摩アートフェスティバルへの支援を行い、子どもたちから大人まで芸術に親しむことができる機会を提供してまいります。

第 4 章みんなの力がつながる観光・産業づくりとして、住民が元気になる交流観光づくりでは、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれている当町には、その豊かな自然を求めて年間 170 万人を超える観光客が訪れていると推計されております。昨年は雲取山の標高 2,017 メートルと西暦 2017 年が同数となる雲取イヤーとして記念講演会やイベントラ

リーを実施いたしました。記念講演会には町内外から 400 名の方々のご来場をいただき、文化会館 2 階の視聴覚室と 1 階の多目的ホールが来場者でいっぱいとなり、町の豊かな自然が観光資源として大きな魅力を持っていることを再認識いたしました。このようなことから引き続き観光によるまちづくりを推進すべく、鳩ノ巣溪谷遊歩道改修工事、もえぎの湯第 1 源泉ポンプ交換工事を実施し、施設等の整備を行うほか、日本一観光用公衆トイレがきれいな町を目指し、観光トイレの新設・改修事業に加え、平成 29 年度から実施しておりますクリーンキーパーによる観光用公衆トイレの清掃を引き続き実施し、観光客数の増加に努めてまいります。

奥多摩ならではの地域産業の推進では、奥多摩町の面積の 94% を占める森林は、そのうち約 50% が杉やヒノキの人工林となっておりますが、国産材の木材価格の停滞等による産業構造の変化等から、森林所有者の意欲の減退や林業の担い手不足により手入れが行き届かない山林も多いため、多摩の森林再生事業や水の浸透を高める枝打ち事業による森林整備を引き続き進めるとともに、伐採された木材については木質バイオマス推進事業により木質資源の有効活用を図ってまいります。

次に、認定店制度により販売を行っております治助イモについては、18 件の飲食店や宿泊施設において販売、料理に提供しております。イノシシによる被害も見受けられておりますが、生産量の拡大に努めるとともに、集配・販売業務を委託化し、スムーズな流通ができる体制を整えてまいります。また、生産者の高齢化が進む山葵栽培は、引き続き山葵田の利用促進のため、山葵田調査やモノレール設置を進めるほか、町内で山葵苗の栽培ができるよう支援を行ってまいります。

次に、内水面漁業環境活用施設整備事業として、大丹波国際釣場管理棟の整備、氷川国際釣場バーベキューハウスの増設、日原溪流釣場取水施設及び取付道路の整備、平石養魚池の改修等を実施し、各釣場の特色を生かし、外国人観光客や障害者、小さな子ども連れでも楽しむことのできる釣場の整備を進めてまいります。

観光・産業づくりを推進する力の強化では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団等の関係団体と連携して、各種イベントや事業の実施に加え、他団体の実施するイベントへの出展により、魅力あふれる奥多摩町の観光や特産物等の情報をイベントや事業の参加者へ直接提供するほか、現在の観光パンフレットは作成から 7 年が経過するため、新しい観光パンフレットを作成し、新たな奥多摩町の魅力を発信してまいります。また、総合観光アプリを開発し、イベントや登山道、桜の開花や紅葉などの情報を関係団体等との連携により、有効的に発信することで外国人インバウンド旅行者を含めた観光客の誘致につなげ

てまいります。

次に、第5章住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくりとして、官民協働による定住対策とまちづくりでは、過疎化による少子高齢化や地域コミュニティの活性化へつなげるため、住宅用地として分譲地の整備、町営若者住宅等の建設を実施し、町内への定住、移住が図られるよう定住対策事業を進めてまいります。平成30年度は、公営栃久保住宅敷地現況調査、小丹波（竹ノ平）地内分譲地造成工事のほか、小丹波地内（南ノ原）、南氷川地内の2カ所で若者住宅を建設し、小丹波地内（宮ノ下）では若者住宅建設に向けた造成工事を実施いたします。また、平成30年度から新規事業といたしまして、新築住宅を22年間の入居後に譲与できる子育て応援住宅を整備し、若者をはじめとした奥多摩町に住みたいという多くの方々の受け皿を整備してまいります。

これらの事業の実施にあたっては、地権者や空家所有者の方々をはじめ、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。今後も地域皆様方のご理解とご協力を得ながら定住化対策を推進してまいります。

成果を重視した行政改革の推進では、平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、それ以降、国や都から市町村への権限移譲が進められる一方、厳しい財政状況の中で効率的に行財政運営を行うために行政改革を行うことが求められていることから、第4次行政改革大綱に基づく量から質への転換を目指した「しごと・ひと・しくみ」の改革を推進し、町民皆様に満足いただける行財政運営が図られるよう努めてまいります。

身の丈にあった健全な財政運営の推進では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中、各種事業の見直し・再構築を図りながら、事業の実施にあたっては限りある財源を計画的、重点的に配分を行い、身の丈に合った健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見越した庁舎建設基金をはじめとした基金への積み立てを計画的に行ってまいります。

昨年その内容を見直したふるさと納税については、自主財源の一つでもあり、返礼品を見直した結果、その件数及び金額が増加していることから、引き続きPRを積極的に行ってまいります。

次に、第1回奥多摩町議会定例会提出案件について申し述べます。

本定例会には、新設条例1件、条例の一部を改正する条例13件、規約の一部を変更する規約1件、損害賠償の額を定めることについて1件、指定管理者の指定について1件のほか、平成29年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案8件、平成30年度の一

般会計、特別会計、企業会計の当初予算 8 件の合計 33 件となっております。

また、今議会中に追加案件として、奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、3 月 31 日で任期満了となる監査委員についての議案を追加提案をさせていただく予定でございます。

これらの議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長からご説明を申し上げますが、いずれの議案につきましても今後の事務事業を執行する上で必要不可欠のものでありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

最後でございますが、冒頭で申し上げましたとおり、多くの町民皆様からの負託を受け、4 期目、15 年目の年を迎えることとなりました。これまでの間、自分自身も肌で町民皆様の感覚を常に感じながら、スピード感を持って奥多摩町の最大の魅力である豊かな自然環境の保全と活用を心がけ、道路や下水道等のインフラ整備や町の特色を生かした観光や産業の振興など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

そのような中、昨年においては平成 27 年の中学校統合に伴い閉校となった旧古里中学校の校舎を活用した奥多摩日本語学校が 10 月に開校となったこと、日本各地で移動しながらグランピングを実施し、好評を博している事業者に未活用となっていた川野地内の町有地を貸し出し、この 3 月下旬にグランドオープンを控えていること、この 4 月に新規オープンを迎える青目立不動尊休み処において新たな指定管理者が選定されたことについて、これらを運営する事業者は、すべて町外から迎え入れることができました。

どの事業もこの豊かな自然をはじめとした奥多摩町の環境に大きな魅力を感じ、町内において事業を開始していただくことになりました。これまで町民皆様が築き上げてきた自然や人の魅力にこれら事業者の新たな風が融合して、当町の活性化に寄与していくことを大きく期待しているものであります。

近年増加傾向が見られる外国人旅行者を含めた観光客や少子化定住化対策事業による移住者の増加により、町外の方々や町外出身の方々との交流の機会も増えており、第 5 期長期総合計画のキャッチフレーズに掲げた「人 森林（もり） 清流 おくたま魅力発信！」が多くの方々に届きつつある結果ではないかなというふうに考えております。

これからも奥多摩創造プロジェクトを重点的に、さらに積極的に推進するとともに、第 5 期長期総合計画に定めた施策を着実に実行することで、だれもが住みたい、だれもが住み続けたい町の実現のために今後も粉骨砕身、全力で邁進していく所存であります。

議員各位並びに町民皆様方より一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成 30 年第 1 回町議会定例会の開会にあたっての私の施政方針とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第1号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第1号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきまして提案の理由及び条例の内容につきましてご説明申し上げます。

本条例は、平成26年の通常国会に提出され、可決成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において改正された介護保険法等の一部を改正する規定に基づき制定するもので、平成12年から実施されている介護保険制度において、これまで居宅介護支援事業、いわゆるケアマネ事業所の指定については都道府県が指定権限を有しておりましたが、さきに申しあげました法律において、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営めるようにするため、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となってくることから、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成や支援などに市町村が積極的にかかわっていくことができるよう、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村に移譲することに伴い、新たに市町村において運営等の基準を条例で制定するものです。

なお、法律の成立は平成26年でございますが、市町村における指定事務に係る準備期間を考慮し、平成30年4月からの施行とされております。

提案の理由でございますが、介護保険法の平成26年度改正に基づき、区市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的として、平成30年4月1日より居宅介護支援事業者の指定権限が区市町村に移行されることに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

新設の条例ではございますが、全文の朗読にかえ、条ごとに要点をご説明申し上げますので、ご了解願います。

次のページをお開き願います。本条例は、第1章から第4章まで全32条による構成となっており、第1章から第3章までが人員及び運営に関する基準を定めたもので、第4章は、市町村が定めた条例の基準を満たす事業所に対する準用規定を定めたものでござい

す。

第1条は、本条例の趣旨といたしまして、根拠法である介護保険法の規定に基づき、条例において基準を定めると規定しております。

第2条は、基本方針を規定するもので、第1項では、ケアマネジメントの基本的な使命について規定するもの、第2項及び第3項は、事業の実施に当たって、利用者の選択によりサービスが効率的に、かつ公正中立に提供されなければならないことを規定し、第4項では、ケアマネ事業者は、区市町村や地域包括支援センター、介護保険施設はもとより、障害者総合支援法に基づく相談支援事業者等と連携しなければならないことを規定しております。

次のページをお開き願います。第3条では、資格要件として、町が規定する暴力団排除条例に該当するものであってはならないことを規定しており、続く第2章では、人員に関する基準を定めております。

第4条では、従業員数として利用者35人に当たり1人以上のケアマネジャーを置かなければならない規定を、第5条では、事業所に常勤の管理者として主任ケアマネジャーを置かなければならないことを規定しております。

次の第3章では、運営の基準を定めており、第6条第1項では、利用者及びその家族に対して、重要事項を記した文書に基づき内容を説明し、同意を得なければならないこと、第2項では、利用者の希望により複数の居宅サービスの紹介ができることなどを説明し、理解を得ること、第3項では、利用者が契約期間中に医療機関等に入院する必要がある場合には、医療機関等にケアマネジャーの氏名及び連絡先を伝え、連携がとれるように説明すること、次のページをごらんください。第4項から第7項までは、第1項に規定する重要事項の説明に際し、交付する文書について紙以外の電磁的方法によることができることを規定しており、第8項においては、利用者本人及び家族からの意向に基づき、重要事項の提供方法を変えなければならないことを規定しております。

次のページをお開き願います。第7条では、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否することを禁止し、第8条では、利用の申し込みに際し、ケアマネ事業所のサービス提供地域を越えていて、適切なサービス提供が困難な場合には速やかに他の事業所を紹介するなどの措置を講じなければならないことを規定しております。

第9条では、サービスの提供に当たっては、利用者の介護保険被保険者資格、要介護認定の有無、認定期間について確認することについて定め、第10条では、利用者の要介護認定の申請及び更新について、利用者の意思に基づき、必要な支援を行うことを定め、第

11 条では、ケアマネジャーは常に身分証を携行し、家族からの求めに応じて提示することを規定しております。

第 12 条第 1 項では、利用料等の受領について規定しておりますが、通常のケアマネ業務では利用者の一部負担はなく、全額介護給付で賄われますが、償還払い等で直接利用者から支払いを受ける場合に、現物給付の場合と不合理な差異が生じないようにすることを義務づけており、第 2 項において、特別な場合における交通実費等の受領は可能であることを規定しております。

次のページをごらんください。第 3 項では、交通費の支払いを受ける場合には、説明の上、同意を得なければならないことを定めております。

第 13 条では、利用料の額を記載したサービス提供証明書の交付の義務について定めており、第 14 条では、基本取り扱い方針として医療との連携と質の評価によるサービスの改善に努めること、第 15 条では、その具体的な取り扱い方針について本ページの第 1 号から 2 枚おめくりいただいた右ページ最上段にある第 30 号まで、ケアマネジャーの責務について細かく規定しております。

元のページにお戻りいただきまして、第 1 号から第 4 号までは、サービスの提供に当たって行わなければならないことについて定めており、サービスの提供に当たってわかりやすい説明を行うこと、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身や家族の状況に応じて継続的かつ計画的にサービスが利用されるようにすること、介護保険以外の一般高齢者福祉施策等の利用も含めて、利用者の日常生活全般を支援するよう努力することについて規定しております。

第 5 項から次のページをごらんいただき、右のページの中段、第 17 号までは、ケアプランの作成に関することを規定しており、利用者がサービスの選択ができるよう情報提供を行うこと、利用者の能力、生活環境全般を把握して、在宅生活上の課題を把握すること、課題の把握には直接利用者と面接して行うこと、課題の解決に最も適切なサービスを組み合わせたケアプランを作成すること、利用するサービス提供責任者と利用者及び家族を交えた会議を行うことにより、担当者間の情報の共有を行うこと、作成したケアプランの内容について、利用者本人及び家族に説明の上、文書による同意を得なければならないこと、作成したケアプランを利用者及びサービス担当者に交付すること、サービス提供事業者に対してサービス計画書の提出を求めること、サービスが適切に提供されているかを常に把握し、必要に応じてケアプランの変更やサービス提供事業者との連絡、調整を行うこと、サービス提供事業者からの情報を分析し、必要に応じてかかりつけの医師、歯科医師、薬

剤師等に情報を提供すること、ケアマネジャーによるモニタリング（経過観察）は、少なくとも月に1回面談して行い、記録しておくこと、利用者が認定の更新、区分変更の認定を受けた場合は、サービスの見直しも含めた会議の開催等を行うことなどについて定めております。

第18号から次のページの第24号までは、利用者が施設系サービス、または医療系サービスの利用が必要となった場合の対応等について定めており、利用者が在宅での生活が困難となった場合、または施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等を行うこと、逆に施設から退所する場合には、自宅での生活に円滑に移行できるようケアプランを作成すること、利用限度以上に訪問介護を利用するときは、理由とともに市町村に届け出ること、訪問看護等の医療系サービスの利用意向が出された場合には、利用者の同意のもと主治医の意見を求めなければならないこと、ケアプランを作成した場合には主治医にも交付すること、医療系サービスの提供に当たっては主治医の指示が必要であること、医療系サービス以外の利用においても主治医の指示がある場合には留意すること、特養施設、老健施設及び介護療養型施設等へのショートステイの利用については、認定有効期間の半数以内にとどめることなどを定めております。

次のページの第25号及び第26号は、福祉用具貸与及び福祉用具購入について、貸与や購入の妥当性を検討し、ケアプランに理由を付さなければならないことを規定しております。

第27号は、利用者が要介護認定を受けた際に、保険証にサービスの指定や認定審査会からの意見が記載されている場合は、その趣旨及び変更の申請もできることを説明した上でケアプランを作成すること、第28号では、要介護認定から改善し、要支援認定となった場合に介護予防支援を担う地域包括支援センターと連携すること、第29号では、ケアマネ事業者は、地域包括支援センターから介護予防プランの委託を受けることができるが、受託に当たってはみずからの業務に支障がないよう配慮しなければならないことについて定めており、右のページの第30号では、要支援者の課題の解決のため、地域の関係者が集まって解決策を話し合う、いわゆる地域ケア会議の開催に際して情報提供、その他協力の求めがあった場合には協力するよう努めなければならないことを規定しております。

第16条から、2枚おめくりいただいた左のページ中段の第31条までは、ケアマネ事業所の業務について規定しており、第16条は、ケアプラン作成に係る費用を受けるための国保連への報告についての規定、第17条は、利用者から他のケアマネジャーの利用希望及び要介護から要支援へ改善した場合には、ケアプラン及び実施状況に関する書類を交付

しなければならないこと、第 18 条は、利用者の不正行為について、保険者である町に通知しなければならないこと、第 19 条は、管理者の責務について、次のページの第 20 条は、事業所ごとに定める運営規定について、第 21 条は、勤務体制の確保について、第 22 条は、設備・備品について、第 23 条は、従業員の健康管理について、第 24 条は、重要事項の掲示について、第 25 条は、秘密の保持について、第 26 条は、誇大広告の禁止について、第 27 条は、サービス提供事業者からの利益供与の禁止について、第 28 条は、苦情の処理について、次のページの第 29 条は、事故発生時の対応について、第 30 条は、ケアマネ事業所と他の事業所との会計の区分について、必要な記録の整備について、それぞれ規定しております。

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準では、第 32 条で基準該当居宅介護支援について定めるもので、基準該当居宅介護支援とは、居宅介護支援事業者としての指定を受けるべき要件の一部、例えば法人格、人員基準、設備基準、運営基準等の一部を満たしていないものの、町にとって必要であることから、一定の水準を満たす場合には町の判断により居宅介護支援事業所として、特例居宅介護サービス費として保険給付の対象とすることができると言いますが、この 32 条では、基準該当居宅介護支援事業所の基準について、苦情処理に関して国保連からの調査、指導、改善等の協力についての規定を除き、これまでご説明してきた各条についての規定を準用するものでございます。苦情に関する第 28 条を除くことにつきましては、介護保険法の規定に基づき、市町村は特例居宅介護サービス費の支給に当たって、必要に応じて事業所に対して報告、もしくは帳簿書類の提出を命じること、事業所への立ち入り、検査することができることが規定されていることにより、身近な市町村が関与することができることから除外されているものでございます。

附則といたしまして、第 1 項で施行期日を平成 30 年 4 月 1 日とするもので、ただし、第 15 条第 20 号の規定、これは利用回数を超える訪問介護の利用をケアプランに盛り込む場合に必要な理由を付して町に届け出る規定でございますが、この規定につきましては平成 30 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項は、管理者に係る経過措置で、第 5 条第 2 項において、ケアマネ事業所の管理者は主任ケアマネジャーでなければならないとされておりますが、平成 33 年 3 月 31 日までは主任ケアマネジャーではないケアマネジャーを管理者とすることができる経過措置について定めるものでございます。

以上で、議案第 1 号 奥多摩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についての説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

本議案は、介護保険法の改正に基づいて、来年度から居宅介護支援事業者の指定権限が区市町村に移行されることに伴う条例案ということで詳しく説明していただきましたが、町に移行されることになり、何がどう変わるのか、今までとどう違うのかということと、メリットとデメリットは。聞いていますと、職員の負担がかなり大きくなるような印象も受けましたが、職員側と利用者側のそれぞれのメリットとデメリットを教えていただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤由香里議員のご質問にお答え申し上げます。

今議員からおっしゃられたとおり、これは居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から区市町村に移行されるということでございます。そのための条例を制定したわけですが、冒頭にも申し上げましたとおり、これは居宅介護支援ケアマネジャーの事業所の育成や支援ということに市町村が積極的にかかわっていく必要があるということから、身近な市町村が指定権限を有するということにされたものでございます。それを受けまして条例を制定したわけですが、条例の第1条にもございますように、根拠法であります介護保険法の規定に基づき条例を定めるということで、これは国が定めた事業の人員及び運営に関する基準をそのまま踏襲してございますので、これを定めたことによりまして不利益を生ずるとかそういうことはございません。

また、指定に関しまして職員の負担が増えるのではないかとご指摘がございましたけれども、ただいまのところ町では3つの事業所がございまして、1つは社会福祉協議会が

行っているケアサポート奥多摩、もう一つは社会福祉法人グリーンウッドが行っております白丸ケアセンター、もう一つが個人で行っているケアサービスきららというものでございますが、最後のケアサービスきららにつきましては、ケアマネジャーの高齢化も含めて、ちょっと事業の実施が継続が難しいということで、この3月をもって廃業ということになります。今後新たな事業所が設立をされた際には、町が指定権限を有するという事で指定をさせていただくわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、国の基準をもって指定をするということでございますが、それに則って、それに適応すれば指定をするということでございますので、それほど町の職員の負担が大きくなるというものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。6番、石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

ちょっと関連なんですけども、今町内に3社事業者があつて、個人の方は廃業されるということでしたけども、これは対象となる事業者というのは町内に限るのか。例えば青梅の事業者が認定を受けられるのかどうかというのを質問いたします。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 6番、石田議員のご質問にお答え申し上げます。

今までの例えば町外の事業者さんというのが東京都が指定をしていた業者さんですので、それはみずからの事業所が規定する営業範囲といたしますか、それであれば別に青梅市であろうが、奥多摩町であろうが、どこであろうが、営業することは可能でございます。今後仮に例えば青梅市で新規の事業所が立ち上がったときに青梅市の指定を受けた事業者が奥多摩町で営業できるかということについては、それは事業者が決めた範囲でできますので、これまでと変わりはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第2号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、国民健康保険税の被保険者に係る所得割額、均等割額、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、均等割額及び介護納付金課税額の所得割額、均等割額の規定を整備するとともに、国民健康保険税の減額措置について基準を改めるため、規定を整備する必要があるためでございます。

町の国民健康保険の保険給付費及び財政運営の状況につきまして、去る平成29年11月10日、奥多摩町国民健康保険運営協議会が開催され、増加傾向にある保険給付費への対応及び平成30年度からの国民健康保険の都道府県化への対応に伴い、税額等改める必要があることから、国民健康保険税率の見直しについて町長から諮問を受け、当日と12月8日及び1月30日の計3日間にわたり慎重なるご審議を賜り、ご承認をいただき、2月1日に原島運営協議会会長及び濱野同職務代理から町長に答申がされたものでございます。

本条例改正につきましては、この答申に基づき改正するもので、条例改め文もございませんが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条課税額では、国民健康保険の都道府県化に伴う地方税法の改正条文と同様に、第1項は第1号から第3号まで、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税被保険者の各号に区分し、都道府県化に関する文言を加え、第2項から次のページ、2ページをお開きください。第4項までは、第1号を各号としたことから、当該各号を加えるなど文言の整理を行い、第3条国民健康保険の被保険者に係る所得割額では、第1項において所得割額を医療費給付費は100分の5を100分の0.2引き上げ100分の5.2に改め、第4条国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額では、前条の医療給付費分の均等

割額 2 万 5,800 円を 700 円引き上げ 2 万 6,500 円に改めるものでございます。

次に、第 5 条国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額では、後期高齢者支援金等分は 100 分の 1.5 を 100 分の 0.2 引き上げ 100 分の 1.7 に改め、第 6 条国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額では、前条の後期高齢者支援金分の均等割額 9,000 円を 500 円引き上げ 9,500 円に改めるものでございます。

第 8 条介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額では、介護納付金分の均等割額 1 万 1,000 円を 500 円引き上げ 1 万 1,500 円に改めるものでございます。

次の 3 ページをごらんください。第 20 条国民健康保険税の減額は、低所得世帯に対する均等割額の軽減額について均等割額改正に伴い改正するもので、第 1 号は、7 割軽減世帯の規定で、総所得金額等の合計が 33 万円を超えない世帯にかかる均等割軽減額について規定しているもので、第 1 号ア中の医療給付費分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について 1 万 8,060 円を 1 万 8,550 円に改め、同号イ中の後期高齢者支援金分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について 6,300 円を 6,650 円に改めるもので、同号ウ中の介護納付金分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について 7,700 円を 8,050 円に改めるものです。

第 2 号は、5 割軽減世帯の規定で、総所得金額等の合計が 33 万円に世帯員に 1 人につき 27 万円を加算した額を超えない世帯に係る均等割額について規定しているもので、同号ア中の医療給付費分の均等割額の 1 人当たりの軽減措置について、1 万 2,900 円を 1 万 3,250 円に改め、同号イ中の後期高齢者支援金分等の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、4,500 円を 4,750 円に改め、同号ウ中の介護納付金分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、5,500 円を 5,750 円に改めるものです。

第 3 号は、2 割軽減世帯の規定で、総所得金額の合計額が 33 万円に世帯員 1 人につき 49 万円を加算した額を超えない世帯に係る均等割額について規定しているもので、同号ア中の医療費給付分の均等割額を 1 人当たりの軽減額について、5,160 円を 5,300 円に改め、恐れ入りますが、次の 4 ページをお開きください。同号イ中の後期高齢者支援金分等の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、1,800 円を 1,900 円に改め、同号ウ中の介護納付金分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、2,200 円を 2,300 円に改めるものでございます。

以上が第 20 条に規定する低所得世帯に対する均等割の軽減額についての改正点となりますが、現在、地方税法等の一部を改正する法律案が国会において審議中であり、第 2 号の 5 割軽減及び第 3 号の 2 割軽減世帯に対する所得の算定において、世帯員 1 人につき加

算する額を第2号の5割軽減世帯では5,000円、第3号の2割軽減世帯では1万円引き上げの審議がされており、改正された場合には軽減適用範囲が拡大され、また、第2条第2項の医療基礎分の賦課限度額を4万円引き上げることもあわせて審議をされておりますので、法が改正された場合、町の条例につきましても専決処分とさせていただく見込みとなっております。

次に、附則として第1項施行期日でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2項適用区分でございますが、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は平成30年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

以上が議案第2号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） ただいまの住民課長からの条例改正提案理由の説明について補足説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、住民課長の説明のとおりでございますので、私からは改正に至った経緯等につきまして、国民健康保険運営協議会における議論、国の本係数提示に基づく東京都からの納付額の決定を受けての対応等を中心に説明をさせていただきます。

国保制度の都道府県化につきましては、昨年、平成29年第1回定例町議会におきまして国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明の際にも申し上げ、また、12月の第4回定例町議会の開会中に開催されました議会全員協議会におきましてもご説明申し上げましたので、繰り返しになりますので、ここでは割愛をさせていただきます。

まず国保運営協議会における議論についてでございますが、平成29年11月10日に平成29年度第1回国保運営協議会を開催いたしまして、河村町長から、当時の師岡伸公会長に対して、奥多摩町国民健康保険税の税率等の見直しについて諮問がございました。

これは東京都国民健康保険運営協議会が開催され、平成30年度からの国保運営方針が示されたこと、東京都が3回にわたり試算してきた平成30年度における納付金の8月時点における見込み額と現行の保険税率における賦課総額とを比較してみた結果、平成30年度においても税率改定が必要であると判断したことから、運営協議会においてご審議いただきたく諮問したものでございます。

この時点において東京都が示した納付金見込み額は1億4,993万2,000円で、平成29年度の当初賦課額は1億591万8,000円であり、単純に差し引きしても4,401万4,000円不足する結果でした。これに毎年度繰り入れている一般会計からの4,000万円を足してもなお400万円余り不足するもので、この試算は平成29年8月時点のもので、その後、11月末に国から仮の係数が示され、それをもとに試算が行われ、納付金見込み額が示され、さらに昨年末に本係数が示され、年明けに東京都から平成30年度の納付金額が示されました。

この間、運営協議会におきましては、議会の構成の変更もあり、師岡伸公会長から原島幸次会長への交代もありましたが、12月8日に第2回目の協議会、そしてこの1月30日に第3回目の協議会を開催いたしまして、国保税率の改定についてご審議をいただいております。

本日お手元にお配りした資料は、第3回の協議会で使用いたしました資料をベースに、不要な部分を除いて作成したものでございます。この資料に基づきご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページは、これまでの振り返りも含めてまとめたものでございます。

これまで町が事業運営を行ってきた際には、医療費の伸びに応じておおむね3年ごとに税率改定を行ってまいりましたが、国保制度の都道府県化により財政運営の主体が都道府県となります。このことを受け、都道府県から示される国保事業費納付金を納めるため、被保険者の皆様に国保税が賦課されることとなります。

納付金は対象年度前々年度の医療費をもとに、都道府県が市町村ごとに算定し、示すことになっております。例えば平成30年度の納付金につきましては、平成28年度の医療費の状況に応じて算定をされます。そのほかに被保険者の人数、年齢構成や所得状況も補正され、保険者努力支援制度などの交付金を差し引いて、都道府県に納める納付金が確定することとなります。

3ページをお開き願います。平成29年12月末に国から都道府県に本係数が示され、これをもとに東京都から正式な納付金総額及び保険税収納必要額の確定値が示されました。

上段の表は、昨年11月に示された仮係数に基づく納付金額との比較でございますが、仮係数から本係数に至る間に介護納付金を納める介護保険第2号被保険者から第1号被保険者への移行が進み、65歳以上の被保険者が増えたことによる医療費の伸びに伴い、130万円弱増加したものと推測をされます。これにより平成30年度において1億7,272万

5,902 円の納付金を納めることとなりますが、下段の表は、納付金総額から国や都から交付される交付金を差し引いて、町が行う保健事業や葬祭費の費用を加えて算出したもので、保険税として収納すべき額として示されたのが 1 億 4,572 万 8,390 円です。

4 ページをお開き願います。最上段の表は、平成 30 年度の国保税当初賦課見込み額で、表の左端 1 億 383 万 9,900 円となります。2 段目の①賦課見込み額に②平成 28 年度の実績による収納率 98.98%を乗じて得た額が右端の③収納見込み額 1 億 278 万 733 円でございます。この額から前ページでお示しいたしました収納必要額④ 1 億 4,572 万 8,390 円を減じた額が⑤不足見込み額マイナスの 4,294 万 7,657 円で、およそ 4,300 万円の歳入不足となる見込みでございます。こうしたことから、町ではこれまでと同様に一般会計からの繰入金 4,000 万円は必要不可欠であると考えております。

しかし、5 ページの⑦をごらんいただくとわかるとおり、4,000 万円の繰り入れを行ってもなお約 300 万円の不足が生じる見込みであります。国の方針では平成 30 年度以降に 6 年程度をかけて、この赤字繰り入れを解消すべきであるという大原則がございますので、町でもこれまで以上の繰り入れの増額はできないものと考えております。このため、この不足分である 300 万円を確保する必要があり、町では保険税率の増改定が必要であるといったしました。

6 ページをお開き願います。町では平成 29 年度の税率改定の際と同様に、5%改定、8%改定、10%改定の 3 つのパターンをお示しし、運営協議会にお諮りいたしました。5%改定では改定に伴う税収の増加が 484 万円余り、8%改定では 778 万円余り、10%改定では 1,031 万円余りとなり、いずれの場合におきましても一番下の表にあるとおり、先ほどお示しいたしました不足金額を差し引いても黒字が残る見込みとなっております。

次に、8 ページでございます。8 ページから 9 ページにかけましては、昨年もお示しいたしました試算結果でございます。8 ページ、9 ページにつきましては、64 歳以下の 1 人世帯から 4 人世帯まで、所得の区分に応じてそれぞれ 5%改定、8%改定、10%改定を行った場合の現行税率との比較の表でございます。

これらの世帯には保険税において、基礎賦課分、後期支援金分、介護納付金分の 3 項目すべてが賦課されます。特に均等割は被保険者一人ひとりに掛かりますので、世帯員が増えるにつれて負担額も増加していきます。

この表の見方ですが、一番左の所得の欄、例えば黄色の網かけをしている上の行、所得 100 万円、給与収入では 166 万 8,000 円の行、上から 6 行目でございますが、これを横に見ていただくと、1 人世帯であれば世帯当たり年額で現行 10 万 1,000 円賦課

しているところ、5%改定であれば年額 10 万 5,300 円となり、8%改定で年額 10 万 7,900 円、10%改定で年額 11 万 300 円となり、それぞれ 4,300 円、6,900 円、9,300 円の増額となります。

下の 9 ページの黄色の網かけの下の段、所得 250 万、給与収入では 380 万円の世帯についての試算を見ていただきますと、この赤字で示している額でございます。この世帯は、東京都におきましては夫婦と子ども 2 人のいわゆる標準世帯として、区市町村間の保険税額の比較の際に基準となる世帯でございますが、現行で 34 万 100 円が 5%会計で 35 万 4,500 円、8%改定で 36 万 3,800 円、10%改定で 37 万 2,000 円となり、それぞれ 1 万 4,400 円、2 万 3,700 円、3 万 1,900 円の増額となるものです。

次のページをお開き願います。次のページ、10 ページと 11 ページは、65 歳以上の 1 人世帯、夫婦 2 人の世帯で、年金収入のみの世帯についての試算ですが、10 ページの 1 人世帯の黄色の網かけの上の行でございます。所得 100 万円、年金収入 220 万円の世帯では、現行の年額 7 万 8,300 円が 5%改定で 8 万 2,100 円、8%改定で 8 万 4,700 円、10%改定で 8 万 6,600 円となり、それぞれ 3,800 円、6,400 円、8,300 円増額となるものです。

11 ページの表のうち、下の黄色い網かけ、所得 200 万円、年金収入 320 万円の世帯では、現行の年額 17 万 8,100 円が 5%改定で 18 万 7,100 円、8%改定で 19 万 2,700 円、10%改定で 19 万 7,100 円となり、それぞれ 9,000 円、1 万 4,600 円、1 万 9,000 円の増額となるものでございます。

また、8 ページから 11 ページ、表の緑、青、肌色のそれぞれの網かけ部分は、表の欄外にもありますように、それぞれ 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の該当世帯をあらわしているものでございます。

また、9 ページの 4 人世帯の 10%改定の最下段桃色の網かけをしている部分は賦課限度額で、これ以上所得や世帯員が増えても増額されることがない上限額でございます。

以上が資料の説明でございますが、こうした資料をお示しし、運営協議会の委員の皆様それぞれご意見を伺った結果、4,000 万円の一般会計繰り入れを前提として、5%の改定であれば平成 30 年度の納付金については、不足が生じることがないぎりぎりの改定であり、2 年連続の増税となり、国保の被保険者の皆様に申しわけないが、改定はやむを得ないという結論に、出席した全員の委員さんから賛同をいただきました。その上で内容を取りまとめ、去る 2 月 1 日、原島会長、濱野職務代理にご足労いただき、河村町長に答申をしていただきました。

答申では、先ほどご説明いたしました 5%の改定案に基づき、医療給付基礎分、後期高

年齢支援金分及び介護納付金分を改定するとともに、付帯意見として1、被保険者に過大な保険税負担を招かぬよう、国に対し、さらなる公費の投入を要請するとともに、東京都に対して、独自の財政支援を要望するなど、小規模な自治体に対する支援策の拡充を求めること。2、町の国民健康保険の現状と税率改定の必要性について住民への周知徹底を図ること。3、病気の早期発見、早期治療により医療費の上昇を抑制するため、特定健康診査、がん検診、糖尿病重症化予防等の保健事業の受診率向上に努めるとともに、住民に対して保健事業の周知や利用勧奨を行い、住民の健康増進に努めることの3点を付しております。

今回の改正は、平成29年第1回定例町議会に国保税条例の一部改正をご提案した際にも申し上げましたとおり、単年度に10%の大幅な改定をせずに、これを2カ年に分けて改定することで、少しでも被保険者皆様の負担を軽減するために行ったものでございますので、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

以上で、議案第2号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 議案第2号について異議がありましたので、これより討論を行いたいと思います。

初めに、議案第2号について反対の議員の討論を行います。2番、大澤由香里君。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

本条例案は、国民健康保険税を値上げするためのもので、その値上げ額は昨年を引き続き、0.5%の値上げだという説明でした。例えば64歳以下の所得200万円の2人世帯では、昨年は21万8,600円から22万9,300円、1万700円の値上げとなり、また今回の条例案が通ればさらにまた23万9,300円となり、また1万円もの値上げとなります。64歳以下の所得400万円の4人世帯では、私の同年代の方がここに当てはまりますけども、昨年は

44万1,600円から46万3,900円と2万2,300円値上げされ、今度は48万4,300円とまた2万400円も値上がりすることになるということで、2年でかなり大幅な値上げとなるということで、町民の方からもこれ以上値上げしないでくれという悲鳴が聞こえています。

国民健康保険の加入者は、自営業や無職、年金生活者、非正規雇用など、所得が低い世帯が多いことが特徴です。近年、格差と貧困の拡大もあり、年を追うごとに国保加入者の低所得化が進んでいます。先ほど言いましたように、各加入者から本当に上げないでよという意見がたくさん届いています。

制度の構造上の問題があることは承知していますが、町民の命や健康を守る町の立場として、払える保険料とすることが重要です。社会保障としての国保事業を守り、発展させるためにも2年連続の保険料の値上げを認めるわけにはまいりません。

以上の理由から、本議案には反対いたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第2号について賛成の議員の討論を行います。9番、原島幸次議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

ただいま町長から提案されました国民健康保険税の条例の一部を改正する条例については、賛成の立場から意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

先ほどの所管課長からの説明でもわかりますように、増大する医療費に対応するために医療保険制度の改革は必須であり、そのため国民健康保険制度発足以来の大改革が平成30年度から国保の都道府県化であります。

国では、この制度改革を実施するため、国保に毎年3,400億円の公費を投入し、さらに都道府県に財政運営の責任を持たせることで国保制度を安定的に運営することができることを見込んでおります。

今後、全国の自治体でますます少子化、高齢化が進行することが予測される中で、これ以上高齢者世帯の医療費を現役世代に負担を押しつけるわけにはまいりません。そのため国保の被保険者に限らず、受益を受ける方々は応分の負担をするという原則に近づいていく必要があると考えます。

このたびの大改革に向けて、都道府県は、管内の市町村ごとに国保の運営に必要な保険税額を示しております。これはある意味では、国保の被保険者に対して、これだけの医療費がかかっているのだから、これだけの保険料を支払う必要があるということが明確になるということです。国も低所得者対策は十分に行うとしておりますので、それを配慮した上で、急激な負担増にならないよう、徐々に必要な額に近づけていくという意味での今回

の条例改正であると理解しております。

町の国保会計に対して、国保以外の住民からの税金も含まれる一般会計からの繰り入れを4,000万円を毎年行っているという事実は、私どもも非常に重く感じておる次第でございます。冒頭に申し上げましたように、国民皆保険制度を根底から支える国民健康保険を今後も継続させるため、財政の健全化は必要なことでありますので、その第一歩としての条例改正に賛成するものです。

私ども国保運営協議会の委員は、それぞれの分野から委嘱された方々で、委員の皆様が再三にわたり真剣に討議した上での判断でもございます。また、私ども町議会議員は、町民全員の福祉の向上に寄与するという使命もございます。そのためには国保の被保険者の皆さんにも相応の痛みを伴う改定も必要ではなかろうかと思ひ、決断いたしました。

以上、今回の改定は、なるべく被保険者の方々の負担が急激にならない方向であり、さらに今後の一般会計繰り入れの解消に向けた保険税率の見直しの第一歩となるものであることとの認識から、本条例改正の議案に賛成する立場で意見を申し上げたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第2号について反対の議員の討論を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ないようでございます。

以上で、議案第2号の討論を終結いたします。よって、これより採決をいたします。

日程第7 議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条各号に定める事務以外で個人番号を利用するため、個人番号及び特定個人情報を独自利用する事務について、必要な事項を定めるため、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、別表の改正となります。条例改め文の次に改正後の別表がございますが、一目で改正の前後がわかりますので、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 5 ページをお開き願います。

別表第 1 は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条に基づき、条例において定めた事務を規定するもので、これまでのこども医療費の助成に関する条例に基づく医療証の交付事務についてのみ規定しておりましたが、新たに、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づく医療証の交付事務及び児童育成手当条例に基づく手当の支給事務を追加し、こども医療費の助成に関する条例の条例番号を整理するものでございます。

別表第 2 は、別表第 1 で規定した事務について、利用しようとする特定個人情報を規定するもので、別表第 1 と同様に、別表第 2 中の中段及び下段の事務を追加し、特定個人情報の欄について、こども医療費の助成に関する条例に基づく事務については、生活保護関係情報及び地方税関係情報に改め、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づく事務においては、生活保護関係情報、障害者関係情報及び地方税関係情報と規定し、児童育成手当条例に基づく手当支給事務については、障害者関係情報及び地方税関係情報と規定するものでございます。

この改正によりまして、奥多摩町以外から転入し、別表第 1 で規定する事務について申請等を行う場合には、申請者の同意に基づき、個人番号を利用して特定個人情報を取得することが可能となり、これまで申請の際に添付していた前住所地における課税・非課税証明書等が不要になるなどの利便性がより向上することとなります。

附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 3 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第3号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ただいま議案第3号について異議がありましたので、これより討論を行います。

初めに、議案第3号について反対の議員の討論を行います。2番、大澤由香里議員。

○2番(大澤由香里君) 2番、大澤です。

本議案は、特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーを利用しての行政手続の事務処理を拡大するための条例改正です。個人情報保護委員会のまとめによりますと、2017年上半期だけでマイナンバー関連の漏えい、紛失は224機関、273件に上り、1年前の同時期と比較して4倍にもなっています。273件のうち3件は地方公共団体において約250人分の給与支払報告書を紛失したり、プログラムミスにより約800人分のマイナンバーカード等の本人確認書類の画像データを削除したり、火災により約260人分のマイナンバーが記載された書類が滅失したりという重大事態であったことが明らかになっています。また、情報漏えいの主要な原因は、特別徴収税額決定通知書の誤送付等が152件で最も多いとされています。

こうした事態を受け、総務省の責任が問われ、総務省は去る12月26日に特別徴収税額決定通知書への番号記載はしないこととするという通達を市町村のほうに送付することになりました。

マイナンバーの具体的な管理方法は、あくまでも企業や自治体に委ねられている部分が多く、システム強化が幾ら重ねられても漏えいや事故などは防ぐことが困難であることから、マイナンバーを利用しての行政手続の事務処理を拡大するための本議案には反対するものです。

○議長(師岡 伸公君) 次に、議案第3号について賛成の議員の討論を行います。8番、高橋邦男議員。

○8番(高橋 邦男君) 高橋です。

ただいまの議案第3号について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

この条例は、平成27年第4回定例町議会に新設条例として提案されました。そして賛

成多数で可決成立、そして交付されたものです。議会での審議の際にも今後の利用範囲についての質問があつて、今後他市町村とも連携する必要がある中、具体的に独自利用をする場合には改めて検討する答弁がありました。今回の提案は、それを踏まえたものであると思っています。

このたび一部改正は、先ほど担当課長からも説明があつたとおり、住民の利便性の向上を図るためのものであり、今回改正によって追加された項目以外に使用することはないものと認識しております。

今後、利用範囲を拡大する際には、その都度議会に提案され、慎重な審議が行われることと考えています。

したがって、議会としては改正による申請事務における利便性の向上により、住民福祉の向上を推進する立場から賛成をいたします。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第3号について反対の議員の討論を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第3号の討論を終結いたします。よって、これより採決いたします。

日程第8 議案第3号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第4号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例は、平成 26 年第 3 回定例町議会にご提案し、ご決定いただいたもので、平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度における保育施設等の基本的な基準について条例で規定したものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 6 ページをお開き願います。

第 8 条は、受給資格等の確認について規定しているものですが、新制度においては、保護者の申請に基づき、保育の必要量等を記載した支給認定証を交付し、保育施設等を利用する際に提示して給付を受けることとされていましたが、運用上、区市町村から各施設に給付額等が示されることもあり、支給認定証の交付の必要性が高いものではなかったことから、区市町村の事務負担を軽減するため、保護者から申請があった場合のみ支給認定証を交付することとし、保護者が交付の申請をしていない場合でも支給認定に係る事項を記載した通知書を保護者及び施設に送付することによりまして、支給認定の有無、区分、有効期間及び保育必要量等の確認をすることとするものでございます。

第 15 条は、認定こども園の認定に係る改正で、これまで都道府県の認可を受け、都道府県の教育委員会の認定を受けた幼稚園または保育所を認定こども園としておりましたが、都道府県から政令指定都市への権限移譲により、政令指定都市の市長が都道府県との協議に基づき、当該都道府県教育委員会の認可を受けることで、認定こども園となることができることとなるもので、認定こども園として認定された場合、公示しなければならないことを定めた規定について、政令指定都市についての規定を加えたことから第 9 項が第 11 項に変更となったことによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 4 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 4 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 4 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 4 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第4号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第5号 奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第5号 奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、所得税法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

平成29年度の税制改正におきまして、控除対象配偶者の定義が、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額の見積額が38万円以下の人を同一生計配偶者と改められたことから、条例第4条第2項第1号中の控除対象配偶者を同一生計配偶者と改めるものでございます。

附則といたしまして、1の施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行するもので、2の適用区分では、改正後の規定は、平成31年6月以後の児童育成手当の助成から適用するもので、平成31年5月以前の児童育成手当の助成については従前どおりとするものでございます。

以上で、議案第5号 奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第5号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第5号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第6号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第6号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、所得税法の一部改正により、児童扶養手当法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

1枚おめくりいただきまして、本条例の改正につきましては、先ほどご決定賜りました議案第5号 奥多摩町児童育成手当条例の一部を改正する条例と同様に、所得税法の改正により、条例第4条第1項第1号中の控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものでございます。

本条例で規定するひとり親家庭等の医療費助成事業の対象者に係る所得制限につきましては、児童扶養手当制度に準拠していることから、附則第1項の施行期日につきましては平成30年4月1日とするものの、附則第2項で経過措置として、この改正規定につきましては、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年12月31日以前の療養に係る医療費の助成につきましては従前どおりとするものでございます。

以上で、議案第6号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第6号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第6号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第7号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療制度の被保険者の資格に係る住所地特例の適用に関する規定を変更するためでございます。

条例改め文もございまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の9ページをお開き願います。

第3条第1項第2号から第4号までについて、括弧内の法第55条の2第2項において準用する場合を含むという文言を追加し、第2号では法の引用条項を明確にするため、これまで同項としていたものを法第55条第1項とし、第4号では同じく同号としていたものを法第55条第2項第2号とするものです。

続いて、第4号の次に新たに第5号を加える改正ですが、これは条文にも記載されている国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者の特例について規定したもので、この国保法の規定とは、いわゆる住所地特例と言われるもので、病院、診療所に入院、または施設に入所し、住所を移動した際に、前住所地で国保の被保険者であった場合、そのまま病院等の所在する市町村の国保の被保険者とならず、前住所地の国保の被保険者資格が継続される特例措置のことを言います。

しかし、後期高齢者医療制度においては、これまで国保の被保険者が住所地特例で前住

所地の国保資格を継続していても、75歳となった時点で入所している病院等の所在地の都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっております。今回の改正はこれを改めるもので、国民健康保険の被保険者として、住所地特例の規定により、従前の市町村の国保被保険者であった者が75歳になった場合、そのまま従前の国民健康保険の被保険者の所属する都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものです。

具体的な例を申し上げますと、山梨県丹波山村、または小菅村の国保の被保険者であった者が奥多摩町内の特養施設に入所した場合、75歳となった時点で東京都後期高齢者広域連合の被保険者となっていたものが、平成30年4月以降は山梨県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものでございます。

当町におきましては、このようなケースはほとんど見られないことから、町にとってはメリットとなる改正でございます。

次に、附則のうち、第3条で規定しておりました後期高齢者医療制度が創設された平成20年度における被扶養者の徴収の特例措置について削除し、第4条を第3条に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第7号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第7号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第13 議案第8号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第8号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法及び介護保険法施行令の改正並びに平成30年度から平成32年度までの介護保険料改定に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もでございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の11ページをお開き願います。

目次のうち、第5章 保険料について規定している条について、第13条から第21条を第13条から第23条に、第6章 保険事業の運営について規定している条について、第22条から第25条を第24条から第27条に、第7章 罰則について規定している条について、第26条から第30条を第28条から第32条に、第8章 雑則について規定している条を第31条から第33条に改めるものでございます。

第13条では、第1項において新たな保険料率が適用される期間を第7期事業期間である平成30年度から平成32年度までと改めるもので、先般、議会全員協議会においてご説明いたしましたとおり、介護保険事業計画の計画期間が3年と定められていることから、3年ごとに新たな事業期間に改めるものでございます。

同項第1号は、生活保護受給者である被保険者から年金収入金額が80万円以下の被保険者までを対象とした所得段階1について、基準段階に対する保険料率を0.5とし、保険料を年額3万7,200円から年額3万7,800円に改めるもの。

第2号は、年金収入120万円以下の被保険者を所得段階2として、保険料率を0.65と

し、保険料を年額4万8,400円から年額4万9,000円に改め、第3号は、年金収入が120万円を超える被保険者を第3段階として、保険料率を0.75とし、保険料を年額5万5,800円から年額5万6,700円に改めるもので、第1段階から第3段階まではいずれも本人及び世帯員全員が住民税が非課税である世帯に属するものです。

第4号及び第5号は、世帯内に住民税課税者がいる世帯に属するが、被保険者本人は非課税である者に対する所得段階で、第4号は年金収入が80万円以下の被保険者の保険料率を0.9とし、保険料を年額6万7,000円から年額6万8,100円に改め、第5号は、第4号以外の被保険者を対象とするもので、保険料率を基準額の1.0とし、年額7万4,400円を年額7万5,600円に改めるものです。

この基準額は、保険者ごとの保険料を比較する際に用いられる額で、通常月額単位で比較されますが、当町の基準月額を12月で除した6,300円となります。これは第6期事業計画期間における基準月額6,200円に比べ、100円、1.6%の引き上げとなります。

次の第6号からは、本人が住民税課税者で、所得によって第6段階から第11段階まで細分化するとともに、保険料率も1.20から2.10まで設定しております。

また、各号においてアでは所得段階を、イでは本来適用すべき所得段階の保険料を負担すると生活保護が必要になり、それより低い段階であれば保護を必要としない、境界層該当者について規定しております。

第6号は、合計所得金額が125万円未満の被保険者に対する保険料率を1.20とし、保険料年額を8万9,300円から年額9万800円に改め、アにおいて地方税法に規定する合計所得金額について、租税特別措置法の規定に基づく特別控除額を控除して得た金額とするもので、この規定により収用等により公共用地として、自らの土地を譲渡した場合の特別控除の適用を受けられることになることから、これまで収用等により土地を譲渡した翌年度の介護保険料が前年に比べ、極端に上がってしまうこと防ぐこととなります。

12ページをお開きください。第7号は、合計所得金額が190万円未満の被保険者に対する保険料率を1.35とし、保険料年額を10万2,100円に改めるもの、第8号は、合計所得金額が290万円未満の被保険者に対する保険料率を1.60とし、保険料年額を12万1,000円に改め、第9号では、合計所得金額が400万円未満の被保険者に対する保険料率を1.70とし、保険料年額を12万8,600円に、第10号では、合計所得金額600万円未満の被保険者の保険料率を1.90とし、保険料年額を14万3,700円に、13ページをごらんいただきまして、第11号は、合計所得金額が600万円以上の被保険者を対象とし、保険料率を2.10とし、保険料年額を15万8,800円とするものです。

第2項は、前計画に引き続き、低所得者への保険料軽減策を規定したのですが、第1段階の被保険者に係る保険料率を0.5から0.45に軽減する規定を継続することにより、平成30年度から平成32年度までの所得段階1の被保険者に対する保険料を年額3万7,800円から年額3万4,100円に減額するための規定です。

次の第17条 普通徴収の特例及び第18条 普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申し出等は、新たに2条を追加するものでございますが、いずれも介護保険料の算定に用いる所得が確定しない場合の暫定賦課に関する規定で、第17条第1項は、前年所得が確定しない間は、前年度の保険料の額を納期ごとに区分して、普通徴収の方法で賦課することの規定で、第2項では所得が確定した後に暫定賦課した保険料額が本来徴収すべき保険料額に満たない場合は追加で不足額を徴収し、超過する場合には還付するか、未納の保険料に充当することができることを規定しております。

第18条第1項は、前条の規定により暫定賦課された被保険者の本来徴収すべき保険料額が確定した後に、前年度の保険料額の半以下となり、普通徴収することとなった場合、納期ごとの保険料額について修正を申し出ることができることを規定するもので、1回ごとに納める金額が過大であった場合などに修正を求めることができることを規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。同条第2項は、この修正の申し出があった場合、相当の理由があると認める場合には、町長は納期ごとの保険料納付額について修正しなければならないことを規定するもので、第17条第1項の規定による納期ごとの納付額を計算し直さなければならないことを規定しております。

次の第17条から第23条を第19条から第25条に改める規定は、第17条及び第18条が新たに追加されたことから、各条を2条ずつ繰り下げるもので、内容の変更はございません。

第24条の改正は、上記と同様に2条繰り下げるとともに、運営協議会の所掌事務を規定している第1項において、新たにこの4月から設置する認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況の審議について追加するものです。認知症初期集中支援チームは、介護保険法の改正により、全市町村に設置が義務づけられた機関で、認知症サポート医の研修を受けた医師、認知症初期集中支援チーム員研修を受講した看護師等が3名を1組として認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の支援のため、訪問、観察、評価等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものでございます。町においては奥多摩病院と連携し、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心と

なって活動していく予定でございます。

次の第 25 条から第 27 条を改める規定は、先ほどの 2 条の追加による条番号を改める規定で、第 30 条の改正は、情報の公開及び提供に関する規定において、これまで第 1 号被保険者に限定していた罰則に関する規定の適用を 40 歳以上 64 歳までの第 2 号被保険者まで拡大する改正で、単に被保険者とする事で第 2 号被保険者も含んだ介護保険の被保険者と改めるものです。

次の第 29 条から第 31 条を、第 31 条から第 33 条に改める改正は、先ほどと同様に条番号を改めるもので、附則第 3 条の改正は、条の追加により、本文中で延滞金を規定している条が第 18 条から第 20 条に繰り下がったことにより、この条を引用している部分についても改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 8 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 8 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 8 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 8 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ただいま議案第 8 号について異議がありましたので、これより討論を行います。

初めに、議案第 8 号について反対の議員の討論を行います。2 番、大澤由香里議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

介護保険は、介護の社会化や家族介護の負担軽減をうたい文句に制度がスタートしました。しかし、制度開始から今日まで、政府の社会保障削減のもとにさまざまなサービス切り下げと負担増が行われてきました。

本議案は、第 7 期の介護保険料を定めるものが含まれていますが、保険料は 3 年ごとの見直しのたびに値上げが続き、高齢者の暮らしの厳しさに追い打ちをかけるものとなっています。

奥多摩町でも 2012 年から 2014 年度の第 5 期の第 1 号保険料基準額が 5,470 円、年額にすると 6 万 5,640 円だったものが 2015 年から 2017 年度の第 6 期では 6,200 円、年額で 7 万 4,400 円と値上げされました。第 7 期に当たる 2018 年から 2020 年度の予算は 6,300 円、年額にすると 7 万 5,600 円と、さらに値上げされるものです。6 年前と比較して年 1 万円も上がっております。6 年前から年金などの収入が上がっていれば払えなくもないでしょうが、年金は減る一方です。保険料の値上げは、今でさえ保険料を納めることが困難な高齢者を一層窮地に立たせるもので、認められません。よって、本議案には反対いたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第 8 号について賛成の議員の討論を行います。7 番、宮野亨議員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

議案第 8 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

社会情勢の変化や今後の少子高齢化社会への強化対策として、高齢化に対する介護の財政基盤の安定化とより公平で公正な保険制度とするための改定でございます。介護保険は、みんなで支え合う仕組みでございます。国や自治体の負担金 50%と 40 歳以上の方に納めていただく保険料 50%を財源に運営しています。この制度があるから、安価でサービスが受けられますが、なければ大変な負担になります。高齢化率 50%に近づいている町では、間違いなく利用者が増えます。当然保険料も上がります。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えて、奥多摩町の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの推進、介護保険事業等の円滑な運営など、さまざまな取り組みを計画的に進めるには改定は必要ですし、この制度がなくなるとは困ります。

ただし、低所得者の方に対しての配慮も必要です。先ほど福祉保健課長から公費増額について引き続き都など国などにも要望していくとのこととありました。現場や一番住民に接する機会の多い窓口の職員に対して、低所得者の方々にさらなる笑顔と優しい対応をお願いし、改正条例に賛成いたします。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第 8 号について反対の議員の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 8 号の討論を終結いたします。よって、これより採決いたします。

日程第 13 議案第 8 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 8 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 9 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 9 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

1 枚おめくり願います。このたびの条例改正において新たに追加された条文で規定されている共生型サービスとは、法第 78 条の 4 第 3 項で定める共生型地域密着型サービスでございますが、これは障害者が 65 歳以上になっても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点と、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切なサービス提供を行うという観点から、社会保障審議会介護保険部会等において議論が行われ、高齢者や障害者がともに利用できるサービスとして創設されたもので、従来の地域密着型サービスの中で 65 歳以上の障害者が利用しやすくすることを規定するものでございます。

条例改め文もでございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 16 ページをお開き願います。

第 1 条で趣旨として規定している指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、法の規定による基準として引用している介護保険法の引用条文を改めるもので、下線部分の改正でございます。

法第 78 条の 2 の 2 第 2 項は、市町村が共生型地域密着型サービス事業者の特例について条例で定める場合には、厚生労働省令で定める基準に従って定めることを規定しているもので、法第 78 条の 4 第 3 項の規定とは、市町村が地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準に基づき条例で定める場合には、厚生労働省令の基準に基づき

定めることを規定しているものでございます。

この改正により、共生型地域密着型サービスの指定については町が条例で定めることとするもので、町における具体的な基準等につきましては、これまでの条例と同様に、規則において定めることとしておりますので、本条例では、基本的な考え方を規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 9 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 9 号の質疑を行います。質疑ありませんか。2 番、大澤由香里議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

本議案は、介護保険、障害福祉、いずれかの指定を受けた事業所が他方の制度における指定を受けることが容易になるように基準を緩和するものであり、つまり障害者が 65 歳を超えても使いなれた同じ事業所で利用できるようにするものだということで、このことは障害者自身に寄り添う改正だととれます。

一方、障害福祉サービス利用者は 65 歳になると介護保険制度の利用が優先されます。先ほど課長に少し伺ったところ、この制度は介護保険優先原則がなくなり、障害者が障害福祉制度と介護保険を好きなほうを選択できるようになるのだと伺ったんですが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2 番、大澤由香里議員の質問にお答え申し上げます。

現行の制度でございますが、これは市町村が認めた場合、介護保険の事業者が障害サービスを提供することは可能ですが、逆に、障害サービス提供事業者が介護保険の事業を行うということは認められていないということです。そのため障害サービスの利用者が 65 歳になりますと、自動的に介護保険が優先となるということです。これが今回改められまして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、いわゆる共生型地域密着型サービスというのは市町村が規定するサービスでございますが、これについては障害者の事業所と介護保険事業所が町の指定によりまして両方のサービスを提供できるということでございます。

そのため障害を持っている方が 65 歳になったとしても、今まで受けていたサービスがまた別の介護保険事業所に移るといことがなくなるということを目的とした共生型社会を目指すものということでございますが、現実的に例えば奥多摩町の場合、障害サービスを受けている方が介護保険の施設に入るといことは今のところないものでございますので、現在ではちょっと想定はできないものですが、今後そういう事態が起こった場合には、それも可能になるという条例改正でございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 9 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 9 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 14 議案第 9 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 9 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 10 号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 10 号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございりますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 17 ペ

ージをお開き願います。

第4条第4項の改正は、ただいまご決定いただきました議案第9号の改正内容と重なる部分もございますが、介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては障害者総合支援法の規定に基づく障害者のサービスプランの策定を担う指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないことを規定するもので、地域においてさまざまな取り組みを行う者との連携を強化するものでございます。

第7条の改正につきましては、第2項におきまして、これまで介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されることに加え、利用者の希望により複数の事業者を紹介するよう求めることができることとしたもので、次の第3項は、新たに医療と介護の連携の強化の観点から、利用者が病院等に入院する場合には、担当職員の氏名等を伝えるよう求める規定を加えるもので、今回の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一連の改正において追加されたものでございます。

それぞれ条例で規定するものと規則で規定するもので取り扱いが異なるもののサービスの提供に際して医療との連携を求めるものでございます。

第12条の改正につきましては、機密保持を規定しているものですが、第3項において介護予防サービス計画の作成のために開催するサービス担当者会議に利用者及びその家族の参加を基本とすることを加えるもので、より利用者及び家族の意向が反映されるよう改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援のための方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第10号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第15 議案第10号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第11号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第11号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、介護保険地域支援事業、運動機能向上トレーニング及び食事療養サービス(生活習慣病改善)の実施に係る利用者負担額を見直すため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の19ページをお開き願います。

別表(第2条関係)中、2段目の運動機能向上トレーニング事業の利用者負担額について、これまでこの事業を利用した方は、一月に235円を負担していただいておりますが、通所型については1回270円に、訪問型については1回300円に改めるものですが、この事業は、町が公益社団法人東京都柔道整復師会西多摩支部との契約により西多摩地域31事業所で実施しているもので、当町では青梅市二俣尾にある福島接骨院での利用実績があるほかは、ほかの事業所での実績はございません。

今回の改正は、この運動機能向上トレーニング事業を実施している事業所が所在する青梅市の実施内容及び利用者負担額と同様の内容とし、整合をとるものでございます。

次に、2段飛ばしまして5段目の食事療養サービス(生活習慣病改善)につきましては、奥多摩病院において生活習慣病の改善のための病院食を提供する事業で、利用者は、毎食時に病院の食堂において食事の提供を受けており、これまで1食当たり260円を負担していただいておりますが、この利用者負担額の基準としている入院時食事療養費について法律の改正により、利用者負担額の見直しが行われたことにより、4月以降1食当たり460円を負担していただくよう改めるものでございます。

なお改定に当たりまして、現在の利用者3名に事前に改定する予定がある旨をお伝えし、了解を得ておりますことを申し添えます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

ただいま説明でありました食事療養サービスの利用者は、現在3名ということですが、運動機能向上トレーニングの利用者は何名でしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤由香里議員のご質問にお答え申し上げます。

運動機能向上トレーニングにつきましては、過去に実績ございましたが、現在の利用実績はございません。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第11号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第11号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ただいま議案第11号について異議がありましたので、これより討論を行います。

初めに、議案第11号について反対の議員の討論を行います。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

先ほど介護保険のほうでも申し上げましたように、何もかも値上がりしている中で、利用者の負担ばかりが膨れ上がっています。運動機能向上トレーニングの利用者は、現在はいない、食事療養サービスの利用者は今3名ということでしたが、今後増加する高齢者に料金を気にすることなく、コンスタントに利用していただくには、負担にならない料金設定が必要です。

栄養面を考えてつくられている食事は高齢者の楽しみでもあり、命の源です。その食事が一気に約 1.8 倍もの値上げになると利用をやめてしまう方も出てくるのではないのでしょうか。1 食 260 円ですと、3 食食べても 780 円だったものが 1 食 460 円なりますと、2 食に減らしても 920 円となり、260 円の 3 食分よりも多くなってしまいます。もしかしたら値上げによって今まで 3 食利用していた方が 1 食減らすかもしれません。了承をとっているということでしたが、実際やってみるとそうなるかもしれません。2 食とっていた方は 1 食にするかもしれません。

町では、独自の利用者負担助成も実施してはくださっていますが、利用料金がハードルとならないよう、すべての高齢者がサービスを利用しやすい制度にしていきたいことから、値上げ案の本議案には反対いたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第 11 号について賛成の議員の討論を行います。7 番、宮野亨議員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例についてですが、先ほどと繰り返しになりますけども、介護保険はみんなで支え合う仕組みです。もしかしたらというふうにありましたけども、必要な部分もありますが、町は若者定住策だとか高齢化率の歯どめに向け取り組んでいます。ほかの例も挙げてよろしいかと思えますけど、あきる野市、瑞穂町なんかでは所得段階を 14 段階としていますけども、奥多摩町は地域特性がこことは全然違いますし、税収、人口等はかなり違いがありますので、トータル的な見方が必要と考えます。町の見解は実情に合っていると思えます。町税収入の少ない町ではかなり難しい挑戦、実施と思えますが、将来を見据えたよいビジョンだと考えます。

いろいろなすべて含めてですが、常に見直す心構えをもって取り組んでいただきたいと思いますし、今回の条例改定は妥当と思えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第 11 号について反対の議員の討論を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 11 号の討論を終結いたします。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 11 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 11 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 12 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 12 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてご説明をいたします。

提案の理由でございますが、町が建設する住宅を町営若者住宅、町営子育て応援住宅として活用したいため、規定を整備する必要があるためでございます。

また、第 5 期奥多摩町長期総合計画、奥多摩創造プロジェクトで計画している事業を推進し、若者の人口を増加させるためには、奥多摩町に住みたいと思っている方が住める住居を提供することが必要であり、そのために多種多様な形態の住居を整備することが必要であるためでございます。また、新たに建設する住宅の月額使用料の設定につきましては、町が管理している家賃等の状況及び近隣の住宅等を勘案し、少子化若者定住化対策プロジェクトチームの意見等を参考にして、使用料などを設定したもので、概要につきましては、去る 2 月 28 日の全員協議会でご説明を申し上げているとおりでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をいたします。新旧対照表の 20 ページをごらんください。

奥多摩町営住宅使用条例（平成 7 年条例第 17 号）の一部を次のように改正するものでございます。

第 2 条の表の町営住宅の名称、位置及び戸数については、町営若者住宅の並びを今までは設置順にしておりましたが、自治会順に並びかえ、若者住宅（小丹波第 3（南ノ原））と若者住宅（南氷川）を新たに加えるものでございます。

次に、第 3 条中第 6 号、第 5 号を繰り下げとし、第 4 号の次に第 5 号として、新たに子育て応援住宅の用語の意義の文言を加えるものでございます。

21 ページをごらんください。次に、第 6 条中第 9 号から第 7 号を繰り下げとし、第 6 号の次に第 7 号として新たに子育て応援住宅の資格の文言を加えるものでございます。

次に、第 7 条第 1 項中の下線部分に子育て応援住宅の文言を加え、同条 2 項中の下線部分についても子育て応援住宅の文言を加えるものでございます。

次に、第 13 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に下線部分に第 5 号として新

たに子育て応援住宅の減免等の文言を加えるものでございます。

次に、第 39 条を第 40 条とし、第 36 条から第 38 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 35 条の次に第 36 条、譲与として新たに子育て応援住宅の譲与の文言を加え、22 ページの 2 項についても新たに文言を加えるものでございます。

次に、別表第 1 については、増加する住宅の整理を行うために若者住宅の名称部分を改め、表の最下段に子育て応援住宅を加えるものでございます。

次に、別表第 2 については、22 ページから 24 ページにかけてお願いいたします。23 ページをごらんください。表の左最上段より 4 項目めと 6 項目めの若者住宅及び 24 ページの子育て応援住宅を加え、それに伴い、各住宅の月額住宅使用料の設定と統一性を図るために入居期間を延長する場合の住宅使用料の月額を定め、地域ごとに整理したことにより表を改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例の施行期日については、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 12 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 17 議案第 12 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 13 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 13 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地域おこし協力隊、外国語指導助手及び学校運営協議会委員の報酬について規定を整備する必要があるためでございます。

本条例の改正では、新たに3つの特別職の報酬について規定するものとなります。

まず地域おこし協力隊は、過疎化による少子高齢化が進む本町において、地域おこしに熱意を持った町外の人材を積極的に活用し、地域コミュニティの活性化に必要な施策を推進し、町への定住、定着を促進するため導入を図るもので、活動内容は、地域おこしに関すること、地域資源の発掘及び振興に関すること、観光商工の活性化に関すること等とし、小河内地区の地域おこしを主な内容とするもので、協力隊の導入につきまして必要な財源は特別交付税が交付されるものでございます。なお、近隣では檜原村で既に導入しており、成果もあらわれているということでございます。

次に、外国語指導助手につきましては、国で策定する次期学習指導要領の改訂を踏まえ、英語力の向上や国際的視野を持った子どもを育成するため、外国語指導助手の充実を図ることが求められていることから、国が推奨している外国語青年招致事業を活用して、小学校2校に1名ずつ常駐化させるために配置するもので、この事業の財源は普通交付税が措置されるものでございます。

次に、学校運営協議会委員につきましては、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、協働しながら、子どもの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを推進するための法律に基づくもので、既に29年度から奥多摩中学校に導入し、平成30年度から小学校2校に新たに導入するもので、従来報償費で支給していたものを非常勤特別職として報酬に定めるものでございます。

それでは、内容のご説明をさせていただきます。条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表の25ページをごらんください。

別表の改正となりますが、別表中、特定空家等認定審査会委員の次に3項を加えるもので、地域おこし協力隊は月額20万8,000円、外国語指導助手は月額33万円以内、学校運営協議会委員は月額2,000円とするもので、この内容につきましては1月15日に開催いたしました特別職報酬等審議会に諮問し、ご決定をいただいていることを申し添えさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 13 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 13 号の質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、石田芳英議員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

地域おこし協力隊が月額 20 万 8,000 円、外国語指導助手の方が 33 万円ということですが、金額的には常勤に相当する金額かなと思うんですけども、大体の日数とか、あと社会保険の関係とか、源泉の関係などがわかるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6 番、石田議員の質問にお答え申し上げます。私のほうにつきましては、地域おこし協力隊の部分についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど総務課長から説明がありましたとおり、月額 20 万 8,000 円ということでございます。勤務日数の関係なんですけど、基本的に非常勤の特別職という位置づけになっておりまして、私どもと同じような形で週 5 日というふうなことで 8 時半から 17 時 15 分というようなことで今内容のほうを詰めているような状況でございます。先に檜原村さんのほうで既に導入をされているところなんですけど、檜原村さんのほうにつきましては月額が 16 万 6,000 円ということでございます。これにつきましては 16 万 6,000 円というところが国がいうところの基準額になるんですけど、勤務地が困難であるとかいうことでありますと、そこが年間でいうと 200 万円が 250 万円まで引き上げてもいいという中で、町としましては引き上げた額で魅力ある形にさせていただいて人材の確保を図りたいというように考えているところから、今申し上げたような金額の設定をしております。

それから保険の関係でございますけれども、あくまでも試算という試みの部分なんですけども、月額で 20 万 8,000 円の中でいきますと、標準報酬月額 20 万円というところの中で、本人の負担分、保険関係ですけれども、月に 2 万 9,000 円ほどということが先ほどの 20 万 8,000 円の中から引かれていくというような形になっております。

地域おこし協力隊の部分については以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） それでは、6 番、石田芳英議員の 2 点目のご質問にお答え

させていただきます。

外国語指導助手の勤務形態ということでございますが、勤務時間につきましては、月曜日から金曜日までの午前8時10分から午後4時10分までの勤務をお願いしております。昼間の1時間を休憩時間としまして、1日7時間勤務で、1週間について35時間の勤務体制をとるとのこととなっております。

また、報酬でございますが、この事業につきましては、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の事業ということになっておりまして、この関係3省と自治体国際化協会の協議によりまして同一報酬額として統一化されております。平成23年に見直しが行われまして、平成24年からは1年目の任用につきましては1人月額28万円、それから更新1回目が1人月額30万円、更新2回目が1人月額32万5,000円、更新の3回目と4回目が1人月額33万円となるものでございます。また、この契約につきましては最大で5年間、また1年ずつの更新となるというものでございます。

また、保険関係につきましては、傷害保険ということで2万5,640円の2名分を別途負担金として払うということになっているものでございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第13号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第13号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第18 議案第13号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第14号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 14 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、55 歳以上の職員の昇給基準を改めるため、規定を整備する必要があるためでございます。町の給与改定は、人事院及び東京都人事委員会の勧告に基づく東京都給料表をもとに改定しておりますが、人事院勧告で 50 歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給昇格制度の見直しをポイントとし、55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とすることが平成 25 年に勧告をされました。これは官民格差を是正するために実施した給与構造改革後も 50 歳代後半層における官民の給与差が相当程度残ることが想定され、世代間の給与配分を適正化する観点から、50 歳代後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で昇給制度を改正し、55 歳を超える職員は昇給をしないこととされ、これを受け、国では平成 26 年 1 月 1 日から、都では平成 26 年 4 月 1 日から実施をされました。

町では 55 歳を超える職員については、平成 23 年 4 月 1 日から通常 4 号級昇給するところ、抑制措置を実施して 1 号給の昇給としておりますが、東京都等からの指導等もあり、ここで昇給停止をするものでございます。

次に、内容についてご説明させていただきます。条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 26 ページをごらんください。

第 4 条第 5 項の改正でございますが、55 歳を超える職員については、現在は 1 年間良好な成績で勤務した場合は 1 号給を昇給させると規定しておりますが、本条例の改正によりまして、55 歳に達した日以降直近の 3 月 31 日の翌日以降は昇給しないと改めるものでございます。ただし、人事考課の結果により、勤務成績が特に良好である場合は昇給させることができることもあわせて定めております。

附則でございますが、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 14 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 14 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 19 議案第 14 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 14 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 20 議案第 15 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第 15 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、広域連合を構成する東京都 62 区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第 291 条の 3 の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定めるため、同法第 291 条の 11 の規定により、関係区市町村議会の議決を求めるものでございます。

後期高齢者医療保険料は 2 年ごとに改定され、平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料については、去る 1 月 31 日に開会された第 1 回広域連合定例議会におきまして可決されたものでございますが、内容として保険料の増加抑制策といたしまして、平成 28 年度及び平成 29 年度と同様に、関係区市町村の一般財源を投入しての特別対策の継続を、区市町村からの負担金により支弁するため、2 年間の時限措置として規約附則として定めるほか、規定の整備を行うものでございます。

規約の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表 27 ページをお開き願います。

附則の第 5 項でございますが、平成 28、29 年度と同様に、平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の軽減策として、次の 28 ページの表 4 に掲げております関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費として、審査支払い手数料相当額

から葬祭費相当額まで各区市町村の一般財源の負担割合を 100%とすることとし、区市町村はこれらの経費を広域連合に納付するものでございます。

備考の 3、財政安定化基金拠出金相当額についての規定中、平成 28 年 4 月 1 日現在を平成 30 年 4 月 1 日現在に改めるもので、この財政安定化基金拠出金につきましては、東京都では平成 26 年に条例で定める拠出率を 0%と定めておりますので、表 4 中の負担割合が 100%と表記されておりましたが実際の負担金はないということでございます。

附則といたしまして、議決をいただきました場合、速やかに東京都知事に提出するものでございます。

附則の第 1 項では、改正規約の施行期日を規定しておりますが、この改正規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしております。

第 2 項では、新たに経過措置を設けるもので、この規約の変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下、「変更後の規約」という。）附則第 5 項の規定は、平成 30 年度分以降の変更後の規約第 18 条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成 29 年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例によるものでございます。

これは平成 29 年度分以前の負担金等に変更が生じたときに対応するために規定するものでございます。

以上で、議案第 15 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 15 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 15 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 15 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 20 議案第 15 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 15 号については原案の

とおりの可決されました。

次に、日程第 21 議案第 16 号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

〔教育課長 原島 政行君 登壇〕

○教育課長（原島 政行君） 議案第 16 号 損害賠償の額を定めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求める必要があるためでございます。

次に、内容でございます。

1、損害賠償金額については 200 万円でございます。

2、損害賠償の相手方でございます。住所は、埼玉県飯能市山手町 10 番地 11、氏名は、古野和則氏、古野和美氏でございます。

3、事故の概要等でございます。平成 19 年 11 月 25 日日曜日、午前 11 時 50 分ごろ、小河内貯水池用地（東京都西多摩郡奥多摩町原 5 番地）において、奥多摩町が東京都から管理を受託している奥多摩水と緑のふれあい館で開催された秋のミニコンサートのための臨時駐車場として開放していた敷地内で、通常その敷地内への侵入防止用として使用している仕切り用鉄製パイプ柵を、その敷地を臨時駐車場として開放し使用するため取り外し、ガードレールに立てかけておいたところ、相手方の古野和則氏の子（男子・当時 3 歳）がパイプ柵に接触し、そのパイプ柵が倒れ、右手が下敷きとなり、右手薬指骨折、右手小指複雑骨折並びに右手薬指及び小指の皮膚を裂傷の負傷を負った事故でございます。

次のページをお願いいたします。裏面になります。4、示談の内容でございます。

1、奥多摩町は、古野和則氏に対し、本件事故に基づく一切の損害賠償金として 200 万円（治療費、治療に要した交通費、文章料、後遺災害に関する賠償金及び慰謝料等を含む）を支払う。

2、奥多摩町は、古野和則氏に損害賠償金 200 万円を古野和則氏の指定する口座に振り込んで支払う。

3、奥多摩町及び古野和則氏は、示談が成立した以後、本件事故に関し、いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないことを確約する。

以上が示談の内容となっております。

次のページをお願いいたします。案内図でございますが、事故が発生した場所の位置でございます。

次のページをお願いいたします。接触により倒れたパイプ柵の写真でございます。

次のページをお願いいたします。示談書の写しとなっております。2項をごらん願います。損害賠償金の内訳でございます。乙は奥多摩町でございますが、甲に、相手方でございます、対し、治療費2万6,192円、交通費3万2,525円、文章料1万6,050円及び慰謝料等を含む一切の損害の和解金として計192万5,233円の合計金200万円を平成30年3月31日限り、甲指定の銀行口座に送金する方法により支払うものとしております。

なお、この損害賠償金200万円につきましては、相手方との話し合いにより取り交わされた額となっておりますが、損害賠償金を含む一切の示談内容につきましては、町の顧問弁護士と相談済みの内容となっております。また、損害賠償金200万円のうち140万円は、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険の対象となっているところでございます。

この事故は、事故の概要でもご説明させていただきましたが、平成19年の10年前に発生した事故であります。事故が発生した当初から相手方へは謝罪、あるいは治療の様子を見守りや話し合いを続けてきたところでございます。被害者の方は通院治療に専念してきたことと同時に、後遺症の状況を見ていましたが、ここで骨折及び皮膚の裂傷に一定のめどが立ったということから示談に応じていただいたというものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第16号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第16号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第16号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第21 議案第16号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第17号 鳩の巣荘の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第 17 号 鳩の巣荘の指定管理者の指定につきましてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、指定期間満了に伴い、現在の指定管理者から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことからお諮りするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鳩の巣荘でございます。

2、指定管理者となる団体は、奥多摩総合開発株式会社でございます。

3、指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

指定管理者の候補者の概要につきましては、別紙として次のページに概要がございますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定に基づき、去る 2 月 22 日に開催いたしました指定管理者選定委員会において選定基準に照らし合わせ、現在の指定管理者は適任であるとして選定を行っております。

以上で、議案第 17 号 鳩の巣荘の指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 17 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 17 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 22 議案第 17 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 17 号については原案の

とおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議2日目は、明日3月7日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変お疲れさまでした。

午後3時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員